

村山市過疎地域持続的発展計画

（令和3年度～令和7年度）

令和3年10月

山形県村山市

目 次

1. 基本的な事項	1
(1) 市の概況	1
ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	1
① 自然的条件	1
② 歴史的条件	1
③ 社会的条件	2
④ 経済的条件	2
イ. 過疎の状況	3
① 人口の動向	3
② これまでの対策	3
③ 現在の課題	4
④ 今後の見通し	5
ウ. 社会経済的発展の方向	6
(2) 人口及び産業の推移と動向	7
① 人口の推移	7
② 産業構造と就業人口	9
③ 各産業別の現状と今後の動向	9
(3) 行財政の状況	12
ア. 行政の状況	12
イ. 財政の状況	13
ウ. 施設整備水準等の状況	15
① 交通通信施設	15
② 生活環境施設	16
③ 教育施設	18

(4) 持続的発展の基本方針	20
(5) 持続的発展のための基本目標	22
(6) 計画の達成状況の評価	23
(7) 計画期間	23
(8) 公共施設等総合管理計画との整合	23
2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成	25
3. 産業の振興	28
4. 地域における情報化	36
5. 交通施設の整備、交通手段の確保	39
6. 生活環境の整備	44
7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	50
8. 医療の確保	56
9. 教育の振興	59
10. 集落の整備	64
11. 地域文化の振興等	66
12. 再生可能エネルギーの利用の推進	69

1. 基本的な事項

(1)市の概況

ア. 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

①自然的条件

村山市は、山形県の中央部に位置し、東西 22 km、南北 15 kmの東西に長い形をしており、総面積は 196.98 k m²を有している。東を奥羽山脈、西を出羽丘陵に囲まれた南北にひらけた村山盆地の北部で、市の中央部を日本三大急流の一つである最上川が蛇行しながら北へと流れており、流域には肥沃な土地が開けている。四季が明確で寒暖の差が厳しく、冬には雪も多く特に山間部では積雪が 2m以上に達する区域もある。

②歴史的条件

村山市の歴史は、縄文式祝部式土器の発見により、最上川流域、葉山・河島山の山麓に先祖が住んでいたといわれているが、最上家 4 代満家の末弟伊予守満国が応永年間（1394 年～）に楯山に居城を築いて楯岡殿と呼ばれた頃から明らかにされている。それから、最上出羽守義光の舎弟甲斐守義久が元和 2 年（1616 年）この地に入って楯岡氏と称し、同 8 年最上家改易まで在城したが、その後は、城主は居住していないとされている。

この地は山形県のほぼ中央に位置することから、かねてより人の往来が多く、慶長 7 年（1602 年）に開かれた羽州街道の宿場として栄えてきた。また、最上川の舟運は、近世に入って物資の流通が拡大する頃から活発になってきた。米や紅花などの農産物が運ばれ、上方からは塩や反物などが持ち込まれた。明治時代に入り鉄道が敷かれると、流通は舟運から陸路へと移動した。同時に産業も変化してきた。

明治 11 年（1878 年）には廃藩置県を経て楯岡村に北村山郡役所が設置され、同 25 年には楯岡町となり、政治経済の中心となって発展してきた。

昭和 29 年（1954 年）11 月に楯岡町と西郷村、大倉村、大久保村、富本村、戸沢村の 1 町 5 村が合併して新しい村山市が誕生し、同年 12 月に袖崎村、同 30 年 1 月に大高根村が合併、同年 4 月には袖崎地域のうち中五十沢・横内の両地区が尾花沢市に分かれ、10 月には大石田町から新

田・西山地区が編入された。昭和 38 年 8 月には大久保の荒小屋地区が河北町に分市され現在に至っている。

③社会的条件

交通基盤は、市の中央部を国道 13 号が南北に走り、それに沿うように奥羽本線が南北に走っている。平成 11 年には山形新幹線が整備され、東北中央自動車道の整備にあわせたインターチェンジや周辺整備なども進んでおり、利便性が向上しつつある。

本市における人口は、昭和 22 年には 42,777 人とピークに達したが、昭和 25 年以降若年労働者の首都圏流出と出生率の低下により年々減少し、平成 27 年には 24,684 人となり、最多時から 18,093 人（42.3%）減少している。年少人口、生産年齢人口の減少が著しい反面、老年人口の割合が高く、65 歳以上の高齢者が人口に占める割合を示す高齢化率は、35.0%（平成 27 年国勢調査）であり、県平均よりも 4.2 ポイント上回っていることから、他地域よりも少子高齢化が進んでいることが分かる。少子高齢化は、社会保障費の増加や、生産力の低下、税収の低下等を招くことになり、地域経済にとって脅威となっている。

④経済的条件

[農業]

2020 年世界農林業センサス（令和 2 年 2 月調査）によると、農業経営耕地面積が 3,258ha で市総面積の 16.5%を占めており、このうち水田が 2,568ha となっている。5ha 未満の農家は減少している一方で、5ha 以上の農家数は年々増加している。農業就業人口は年々減少を続け、平成 2 年には 5,537 人、令和 2 年においては 1,534 人と平成 2 年対比 72.3%の減少となっている。また、農業者の高齢化が大きく進んでいる。

水稻については、主力品種の「はえぬき」を中心に高品位の米作りに取り組んでおり、水稻以外は、園芸作物の産地化が図られており、サクランボ、モモ、スイカ、トマト、リンゴ、サトイモ等の生産地としての地位を高めている。畜産では肉用牛の占める割合が高い。

[工業]

平成 30 年現在、4 人以上が就業する事業所は 82 事業所、従業者総数は 2,901 人、製造品出荷額等は約 500 億円となっている。業種については輸送用機械器具製造業、生産用機械器具製造業、食料

品製造業が主力で、年間出荷額では輸送用機械器具が 35.3%、生産用機械器具が 22.6%、食料品が 16.7%を占めている。従業員規模については、100 人以上の従業員を持つ事業所が 6 事業所に過ぎず、4 人以上 10 人未満の事業所が 23 事業所と零細企業が約 3 割を占めている。

[商業]

平成 28 年経済センサスによると、商店数が全体で 253 店、その従業員は 1,082 人である。商店数を地域別に見てみると楯岡が全体の約半数にあたる 53.4%を占め、次いで戸沢地域 9.1%、大久保地域 8.3%、西郷地域が 7.9%などとなっている。

イ. 過疎の状況

①人口の動向

本市の人口は、昭和 22 年の 42,777 人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第 1 次産業就業人口の減少、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成 27 年の国勢調査では 24,684 人となり、最多時から 18,093 人（42.3%）減少している。この人口減少とともに若年層の市外への流出が高齢者比率の上昇を招き、過疎化が深刻度を増している。

本市の人口の動向は、昭和 35 年から昭和 50 年までの国勢調査毎に 4.0%台～6.0%台の減少、昭和 50 年から平成 2 年まで一時的に 1%前後の減少となり減少傾向に歯止めがかかったものの、平成 2 年からは 3%台、平成 17 年からは 4%台の減少で推移し、平成 27 年では 7.9%の大幅な減少となっている。

また、年代別に見ると昭和 35 年から平成 27 年までの間に 15 歳から 29 歳までの若年人口が 5,797 人（66.6%）減少したのに対し、65 歳以上の高齢人口が 5,908 人（217.2%）増加となっている。

また、地域別にみると、楯岡地域は、合併以来、1 万人強の人口を維持しながら推移しているのに対して、それ以外の地域での人口減少が著しいことが特徴としてあげられる。

②これまでの対策

本市では、昭和47年以降、ほぼ10年ごとに総合計画等を策定しており、平成27年度に策定した「第5次村山市総合計画」では、まちづくりの基本理念として「次の世代へ引き継ぐ魅力ある村

山市を創る」を掲げ、その実現に向けた様々な施策を展開してきた。また、令和2年には社会状況の変化に合わせた後期計画を策定し、今後の超高齢化社会への対応や災害対策のほか、国際化や情報通信技術の進展に対応するための施策の展開を図っている。

平成22年に市の全域が過疎指定を受け、「過疎地域自立促進計画」を策定した。平成22年度から令和2年度まで計画をもとに、農林水産業の基盤整備や地場産業の振興、観光施設等の整備、市道・農道の整備、上下水道の整備、消防・防災施設の整備、福祉・保健施設の充実、小・中学校の統廃合、文化施設、体育施設等の整備などあらゆる振興施策を実施し、住民生活に必要な社会基盤の整備を図ってきた。

③現在の課題

○若者世代などの市内への定住を促進するため、駅西開発エリアへの商業施設等の誘致による買い物環境の向上や幹線道路の整備など、日常生活の利便性向上の取組みが求められている。

○平成28年3月に閉校となった県立楯岡高等学校の跡地を活用することで、にぎわいと経済効果を創出し、中心市街地の再生を図っていかなければならない。

○過疎化や高齢化により、これまでの地域の協同活動により支えられてきた農用地、水路、農道等の地域資源の管理不全や耕作放棄地及び遊休農地の増大が懸念されている。スマート農業の活用や農産物の付加価値の向上などの農業環境の整備促進が求められている。また、鳥獣による農作物の被害が拡大し、集落内での出没も増えていることから、地域をあげた対策の実施が求められている。

○豊かな自然に囲まれている一方で、自然災害への対応は急務となっている。最上川等1級河川の氾濫に備えた堤防等の整備や、豪雪に対する除排雪体制の構築などの安全・安心なまちづくりが求められている。

○イベントカレンダーや観光アプリなどのICTを利活用した情報発信や、都市圏等に向けた広域的観光プロモーションなど戦略的な観光情報発信が課題となっている。

○子どもの出産から育児、教育までの幅広い子育て環境の整備が求められている。子育ての中心となる母親たちのニーズも多様化しており、それに対応できるような保育サービスや子育て支援の一層の充実が課題となっている。

○急速に進行する高齢化に向けた福祉施設の充実や高齢化対策・医療対策・急患輸送体制の確立を含む緊急医療対策など、今後の対策を充実していくとともに、生きがいや健康の維持を目的とした施設の整備及び指導者等の育成が急務である。

○少子化が急激に進み、家庭や地域社会の教育力の低下がいわれる中、子どもの健全な育成を図るため、行政や関係機関等が連携を取りながら地域社会が一体となった子育て支援施策の充実や、施設の適正配置等の条件整備を進める必要がある。

④今後の見通し

国立社会保障人口問題研究所（以下「社人研」という）が平成30年に公表した推計によると、人口減少がさらに進んでいく見通しとなっている。限られた財源の効率的運用に努めつつ、下記のような対策にハード・ソフト両面から取り組むことが求められている。

○中心市街地の開発や交通基盤の整備等の生活環境の充実に向けた施策

○農業、工業などの基幹産業及び農商工連携の強化を促進する施策

○観光資源を磨き上げ、その魅力を最大限に発信する施策

○急速に進む少子・高齢化に対する施策

○多様な自然災害から命を守る防災施策

ウ．社会経済的発展の方向

本市においては、若年層の市外への流出が高齢者比率の上昇を招き、過疎化が深刻度を増しているとともに、地域産業の縮小傾向が続いている。こうした情勢の中、東北中央自動車道の尾花沢―東根間の開通を間近に控え、都市への物流の所要時間が短縮されることが予想されている。本市の特産品である農産物や本市の地場企業、工業団地立地企業における工業製品等の物流の効率化が見込まれる。また、日本有数規模のバラ園がある「東沢バラ公園」や、最上川の景勝地「基点」・「隼」・「三ヶ瀬」の三難所エリア、そして「最上川三難所そば街道」など、全国に誇れる地域資源を生かし、観光交流人口の拡大が期待されている。

ほかにも、山形新幹線の停車駅である JR 村山駅の西側にあたる駅西エリアの整備が進んでいる。多様な商業施設等を誘致し買い物などの利便性の向上をはかり、市外の大型店に流れていた消費者を市内に呼び戻し、新たな雇用が創出されることなどが期待されている。さらに、村山インターチェンジ（仮称）（以下「村山 I C」という）周辺と駅西地区及び国道 13 号をつなぐ道路を整備し、順次開発を進めていく計画がある。

これらの事業を産業振興や雇用確保などに結びつけることに努め、地域産業の活性化を図っていくことが求められている。

(2) 人口及び産業の推移と動向

① 人口の推移

本市の人口は、昭和 22 年の 42,777 人をピークに、高度経済成長期の都会的生活願望や第 1 次産業の低迷、進学率の増加などによる人口流出が続き、平成 27 年の国勢調査では 24,684 人となり、最多時から 18,093 人（42.3%）減少している。

29 歳以下の層が昭和 35 年から平成 27 年までの間に 15,945 人（74.1%）減少したのに対し 65 歳以上の高齢者が 5,908 人（217.2%）増加し、少子高齢化が大きな課題となっている。

社人研が平成 30 年 3 月に公表した推計によると、このまま人口減少が継続した場合、令和 27 年には人口が約 13,000 人になる見通しとなっている。出生率の低下や進学や就職などによる転出により結婚や出産の多い若者世代の減少が主な要因と考えられる。令和 2 年 9 月に改定した「村山市まち・ひと・しごと創生総合戦略」では、人口減少時代に対応した戦略的な地域活性化を図るため、①しごとの創出や②移住・定住の促進、③結婚・出産・子育ての支援、④安全・安心のまちづくりという 4 つの基本目標を定め、本市が目指すべき将来の方向を示している。

表 1—1(1) 人口の推移 (国勢調査)

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 39,057	人 32,670	% △16.4	人 31,589	% △3.3	人 28,192	% △10.8	人 24,684	% △12.4
0～14 歳	12,823	6,589	△48.6	5,776	△12.3	3,702	△35.9	2,675	△27.7
15～64 歳	23,514	22,213	△5.5	19,916	△10.3	16,078	△19.3	13,374	△16.8
うち 15 歳～ 29 歳(a)	8,701	6,834	△21.5	4,581	△33.0	3,974	△13.3	2,904	△26.9
65 歳以上(b)	2,720	3,868	42.2	5,897	52.5	8,412	42.6	8,628	2.6
(a)/総数 若年層比率	% 22.3	% 20.9	—	% 14.5	—	% 14.1	—	% 11.8	—
(b)/総数 高齢者比率	% 7.0	% 11.8	—	% 18.7	—	% 29.8	—	% 35.0	—

表 1—1(2) 人口の見通し



平成27年 (2015 年)	令和2年 (2020 年)	令和7年 (2025 年)	令和12年 (2030 年)	令和17年 (2035 年)	令和22年 (2040 年)	令和27年 (2045 年)
24,684	22,525	20,420	18,486	16,666	14,850	13,055

注：社人研による推計に準拠した人口推計。

②産業構造と就業人口

市全体の就業人口は昭和 35 年から平成 27 年までの 55 年間に 7,108 人(36.2%)の減少となっている。産業別人口をみると、第 1 次産業では近年の農業情勢を反映し、50 年間に 10,795 人(85.7%)の減少、第 2 次産業では 1,908 人(69.5%)の増加、第 3 次産業では 1,752 人(40.7%)の増加となっている。

第 1 次産業のほとんどが農業であり、98.9%を占める。第 2 次産業は、製造業が 74.4%、建設業が 25.6%を占め、第 3 次産業は、卸小売業が 23.5%、医療・福祉が 20.4%の割合となっている。

表 1-1(4) 産業別人口の動向（国勢調査）

区 分	昭和 35 年	昭和 50 年		平成 2 年		平成 17 年		平成 27 年	
	実数	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率	実数	増減率
総 数	人 19,653	人 17,373	% ▲11.6	人 16,991	% ▲2.2	人 14,495	% ▲14.7	人 12,545	% ▲13.5
第一次産業 就業人口比率	% 64.1	% 47.4	—	% 23.8	—	% 17.3	—	% 14.4	—
第二次産業 就業人口比率	% 14.0	% 22.8	—	% 40.0	—	% 38.4	—	% 37.1	—
第三次産業 就業人口比率	% 21.9	% 29.7	—	% 35.9	—	% 44.2	—	% 48.3	—

③各産業別の現状と今後の動向

[農業]

村山市の農家数の推移をみると、平成 2 年は 3,922 経営体であったが、令和 2 年には 1,165 経営体と約 7 割減少している。農業就業人口は令和 2 年で 1,534 人となっており、平成 27 年からの 5 年間で 862 人(36.0%)減少している。農業就業人口のうち 7 割以上の 1,136 人が 65 歳以上となっている。田が経営耕地の約 8 割を占め、次いで畑、樹園地の順になっており、樹園地の減少がみられる。

今後は、国内外の産地間競争がさらに厳しくなることが予想され、農産物価格の低迷による採算性悪化が懸念される。ほかにも、農業従事者の高齢化や担い手の急速な減少、鳥獣による農作物への被害などが深刻化しており、地域の営農環境の現状をふまえ、より生産性の高い生産基盤

を確立することが求められている。また、所得向上を図るため、生産から加工、流通・販売までの一連の流れを一括して行う農業の6次産業化をますます推進することが求められている。

[工業]

工場数（従業員4人以上）については、平成3年の162社をピークに減少傾向にあったが、平成20年のリーマンショック以降は100社を下回り、平成30年には82社まで落ち込んでいる。従業者数は平成3年の4,195人をピークに減少傾向に転じた。平成20年以降は2,800人前後で推移しており、平成30年では2,901人となっている。製造品出荷額等については、平成4年度以降400億円から500億円台を推移してきたが、平成23年には260億円にまで落ち込んだ。その後、遡増していき平成30年には500億円まで増加した。

最近は回復基調にあるとはいえ、中国をはじめとした海外との競合や大企業の生産拠点の海外移転など、依然厳しい状況が続いている。このような状況を乗り切るために、地域内外の企業と連携し、技術の高度化、独自新製品の開発、新分野事業への進出が求められている。

[商業]

村山市の商店数は、昭和41年の663店をピークに大幅な減少傾向にある。平成28年現在では253店となっている。従業者数は、商店数の減少に伴って、1,082名まで減少している。商品販売額は平成9年をピークに、減少に転じている。

消費者ニーズの多様化により、大型店に消費者が集まり、さらに通信販売や、インターネットによる販売が日常化し、地元での購買割合が減少している。地域住民のニーズに合った魅力ある商店及び商店街づくりが求められている。

[観光]

本市を訪れる観光客数は年間約116万人（令和元年度）となっている。特に、全国有数の東沢バラ公園の年間観光客数は約13万人（同元年度）で、むらやま徳内まつりの観光客数は約19万人（同元年度）となっている。ほかにも、多目的温泉保養施設クアハウス基点が最上川三難所の一つであ

る基点にあり、周辺にはグラウンドゴルフ場やテニスコート、遊歩道が整備されている。また、全国的に有名である元祖最上川三難所そば街道や最上川三難所舟下り、最上川美術館など最上川周辺エリアにも豊富な観光資源がある。

今後は、年間を通じた観光客の誘致、通年型観光素材の発掘や開発が望まれているとともに、経済的な波及効果が大きいといわれている宿泊事業のさらなる充実が課題となっている。

(3)行財政の状況

ア. 行政の状況

<行政>

本市は昭和 29 年 11 月に楯岡町と西郷村、大倉村、大久保村、富本村、戸沢村の 1 町 5 村が合併して新しい村山市が誕生し、同年 12 月に袖崎村、同 30 年 1 月に大高根村が合併、同年 4 月には袖崎地域のうち中五十沢・横内の両地区が尾花沢市に分かれ、10 月には大石田町から新田・西山地区が編入された。昭和 38 年 8 月には大久保の荒小屋地区が河北町に分市され現在に至っている。

本市の人口は、合併した当時は 4 万 2 千人を超えていたが、平成 12 年の国勢調査で、3 万人を割り込み、平成 27 年国勢調査結果では 24,684 人まで減少を続けている。人口減少、少子高齢化の進行は著しく、このことは地域のコミュニティの機能を低下する原因にもなっている。人口減少や少子高齢化を抑制するために、雇用の確保や子育て支援、買い物しやすい環境の確保などに取り組むことで、次の世代が市内に住み続けられる生活環境を整備していくことが求められている。

村山市の持続的発展のためには、若者や子育て世代が住み続けたいと思える魅力的なまちづくりが重要であるとの考えのもと令和 2 年 3 月に「第 5 次村山市総合計画（後期計画）」を策定した。この計画では、だれもが“暮らしたい”まちづくりや「つながる」産業振興など 5 つの基本目標を定め、基本理念の実現に向けた諸施策の進展を図っている。

深刻化する人口減少や少子高齢化、多発する豪雨災害や大雪災害などの自然災害に対するなど様々な行政課題解決に向けて、国や県と強力で連携・協力して解決に向かっていくことが重要となっている。

イ. 財政の状況

表 1—2(1) 村山市の財政状況

(単位：千円)

区 分	平成 22 年度	平成 27 年度	令和元年度
歳入総額 A	11,756,448	12,845,806	13,612,336
一般財源	7,992,701	7,808,681	7,553,487
国庫支出金	977,293	1,129,409	1,299,954
都道府県支出金	913,604	898,000	842,666
地方債	985,200	1,089,400	1,250,100
うち過疎債	202,300	552,400	762,500
その他	887,650	1,920,316	2,666,129
歳出総額 B	11,081,287	11,918,778	12,848,783
義務的経費	5,866,341	5,487,216	5,275,865
投資的経費	1,359,966	1,387,017	1,924,546
うち普通建設事業	1,359,157	1,286,442	1,912,954
その他	3,854,980	5,044,545	5,648,372
過疎対策事業費	1,349,618	1,838,316	3,236,629
歳入歳出差引額 C(A-B)	675,161	927,028	763,553
翌年度へ繰り越すべき財源 D	96,830	37,016	23,330
実質収支 C—D	578,331	890,012	740,223
財政力指数	0.35	0.35	0.38
公債費負担比率	20.7	15.7	13.7
実質公債費比率	18.8	13.8	11.0
起債制限比率	—	—	—
経常収支比率	89.5	91.5	93.9
将来負担比率	158.1	122.6	108.1
地方債現在高	15,866,146	14,142,939	13,886,648

(注) 上記の区分については、地方財政状況調による。

表 1—2(2) 主要公共施設等の整備状況

	昭和 55 年度末	平成 2 年度末	平成 12 年度末	平成 22 年度末	令和元 年度末
市町村道					
改良率 (%)	32.8	56.1	66.5	71.4	74.8
舗装率 (%)	60.3	78.8	85.5	89.6	91.5
農 道					
延長 (m)	—	—	57,470	58,398	57,869
耕地 1 ha 当り農道延長(m)	13.3	7.3	7.3	—	—
林 道					
延長 (m)	—	—	75,228	71,796	78,511
林野 1 ha 当り林道延長(m)	6.4	8.0	8.0	—	—
水道普及率 (%)	95.8	96.5	99.3	99.6	99.9
水洗化率 (%)	—	40.9	59.8	69.6	83.4
人口千人当り病院、診療所の 病床数 (床)	1.2	0.9	0.8	0.3	0.3

(注) 上記の区分については、公共施設状況調による。

<財政>

本市の財政力指数は 0.38（令和元年度）で、歳入総額に占める市税収入の割合は 18.4%と低く、地方交付税、国・県支出金及び市債などに頼らざるを得ない財政状況となっている。

また、山形新幹線延伸関連事業や中学校統合改築事業、まちづくり交付金事業など大型の事業を継続して実施してきた結果、市債残高が増大し、毎年度の公債費負担が財政を圧迫している。さらに、下水道事業や国民健康保険事業、介護保険事業などへの繰出金が年々増加し、財源の確保に苦慮している現状である。

このため、平成 28 年度に「第 3 次村山市行財政改革プラン」を策定し、歳入の確保や人件費をはじめとする歳出の削減、投資事業の重点化を図ってきた。また、平成 18 年度には「村山市公債費負担適正化計画」を策定し、公債費の縮減にも努めてきており、地方債現在高に減少傾向が見られる。

しかしながら、人口減少や少子高齢化等の影響で市税収入等がさらに減少し、経常収支比率が約90%となっており、財政の硬直化が深刻な課題となっている。このような状況を市民と共有し、理解と協力を得ながら徹底した行財政改革を進めていかなければならない。

今後は、令和2年3月に策定した「第5次村山市総合計画(後期計画)」に基づき基本理念である「次の世代に引き継ぐ魅力ある村山市」を実現するため、引き続き事務事業の見直し・改善や行財政改革の推進、多様な財源の確保に取り組み、限られた財源を有効かつ重点的に活用していくこととしている。

ウ．施設整備水準等の状況

① 交通通信施設

<道路>

本市における道路網は、市の東部を国道13号が南北に走り、それに沿うように奥羽本線が走っている。また、市の西部を国道347号が最上川に沿って南北に走っている。本市の道路は、国道25,292m、県道65,706m、市道320,943mとなっている。本市の道路の舗装率は92.9%であり、それぞれの舗装率は国道100%、県道97.5%、市道は91.5%（令和元年）となっている。

今後は、東北中央自動車道の整備にあわせた村山ICや周辺整備、駅西地区と高速道路を結ぶ路線などの整備が予定されており、利便性が向上しつつある。

<交通機関>

山形交通株式会社（現 山交バス株式会社）の路線バスが不採算により撤退し、代わりに大高根、西郷、戸沢、富本の住民が協議会方式でバスの自主運行を行ってきたが赤字額が大きくなり、代わって市が交通弱者対策として、市営バス3路線を運行している。平成25年度にはデマンド方式による乗合タクシーが富本地域、戸沢地域、大倉地域の一部で運行を始めている。さらに、平成28年度から、公共交通空白地域における買い物弱者対策として、買い物バス運行の実証実験を行い、令和元年度から2路線を市営バスに追加し運行している。

公共交通機関の中心は村山駅で、鉄道は、JR奥羽本線が市を南北に通っており、都市計画区域内には村山駅が、都市計画区域外には袖崎駅がある。平成11年には山形新幹線が整備されている。

バスは村山駅前を発着する便を中心に市内の主要な道路を走っている。新庄～尾花沢～仙台間を結ぶ快速バス「48 ライナー」や本市と近隣市町村の病院など公共施設を結ぶ路線が山交バス株式会社により運行されている。

＜通信施設＞

情報通信技術が急速に発達する中、本市においても、光ケーブルに代表されるような超高速ブロードバンド基盤整備が市内全域に敷設され、超高速・大容量のデータを送受信できる環境が整っている。このような情報通信基盤を整備・活用することにより、地理的格差のない教育環境づくり、地域の特産物や観光イベントの情報発信による産業の活性化、災害時等の緊急情報伝達システムの構築、インターネット等を利用した行政サービスの提供など、情報通信技術を活かした新たな地域づくりを図っていく必要がある。

② 生活環境施設

＜水道施設＞

上水道については昭和8年に旧楯岡町で給水開始され、町村合併後に4回の拡張事業を行い現在の給水状況となっている。簡易水道（五十沢、樽石、山の内）については、小規模施設の経営の効率化・健全化を進める観点から上水道との事業統合を行った。

普及率については、令和2年度末で99.9%となっており、一部給水が困難な箇所を除いてほぼ全域への給水を可能にしている。

一方で、整備後30年以上を経過している施設が多くなり、市民へ安全で安心できる水を安定的に供給するため、老朽化した配水管等の布設替えや遠方監視装置（テレメータ）の更新、老朽送水管の耐震化を進めている。

＜下水処理施設＞

本市では、快適な生活環境や良質な水環境づくりを進めるため、公共下水道事業、農業集落排水事業の集合処理施設と合併処理浄化槽の個別処理施設による生活排水の処理を進めている。

公共下水道については、市街地やその周辺で生活環境の改善を図る必要がある区域を対象に整備を進め、昭和62年度に一部の供用を開始している。一方、農村部については、1地区において農業

集落排水処理施設を整備し、合併処理浄化槽の設置支援と合わせ生活排水処理の普及拡大を図っている。

生活排水処理施設の整備には、地域特性や住民の意向を考慮し各々の事業の効率性及び経済性などを踏まえ適正な手法を選択することとしている。

その結果、令和元年度末で生活排水処理施設の普及率は 91.2%となり、県の 93.1%と同程度となっている。

＜し尿・ごみ処理施設＞

東根市、天童市、河北町との一部事務組合である東根市外二市一町共立衛生処理組合が、し尿とごみの処理事業を行っている。処理施設は、東根市野田と河北町谷地地区に整備されており、昭和 38 年にごみ処理施設及びし尿処理施設を竣工。以降、ごみ焼却処理施設、粗大ごみ処理施設、最終処分場の整備を行い、平成 22 年にはリサイクルセンターが竣工し、環境に配慮した広域的な廃棄物の処理にあたっている。

さらに平成 23 年に、し尿の下水道投入方式への変更に伴う改造工事を実施するなど、施設の老朽化に対応するための整備を進めている。

＜児童福祉施設＞

本市における児童福祉施設は、保育園4か所(公立2か所、私立2か所)、公立認定こども園3か所、私立認定こども園3か所、私立小規模保育施設2か所、私立幼稚園1か所であり、入所者数は 611人（令和3年4月1日現在）である。

平成28年度から戸沢保育園の指定管理制度を導入し、令和元年度にはひばり保育園の保育室を改修し受け入れ人数を増やすなど、保育ニーズに合わせながら保育施設の効率的な運営を行っている。また、保育施設の老朽化や保育園児の減少に伴って、保育環境に差が生じていることから、より良い保育環境を確保するため、保育施設の再編を行っていく。

＜高齢者福祉施設＞

本市の介護サービス事業所は、養護老人ホーム1、特別養護老人ホーム5、老人保健施設1、多機能型居宅介護4、グループホーム2、通所介護8、認知症対応型通所介護1、訪問介護4、訪問入浴介護1、訪問看護1などがあり、介護サービスが、需要に応じてバランスよく提供されている。しか

し、高齢化の進展に伴い要介護者がさらに増加するものと予測される。加えて少子化、核家族化の進展により、一人暮らしの高齢者や高齢者のみの世帯の増加が予想され、より効果的なサービスの提供方法を検討していく必要がある。

＜医療機関＞

本市の医療機関は、一般開業医 15、歯科医 8、休日診療所が 1 つあり、病床数は 8 床となっている。また、二次医療機関として三市一町で運営されている北村山公立病院があり、病床数は 300 床となっている。市内の在宅療養支援は充実しているものの、高度な医療を受けるために近隣市町および山形圏域への依存度が高い状況にある。

＜消防施設＞

村山市消防本部は昭和 30 年に発足し常備消防体制が確立された。昭和 51 年から現庁舎に移り、消防業務にあたっている。複雑多様化する災害に備えるべく、消防施設整備計画に基づき消防ポンプ車、高規格救急車、資材搬送車等の配備を図っていく必要がある。

また、各地域の消火栓や防火水槽等の消防水利も年次計画に基づき、新設及び修繕を行っている。中でも防災拠点となる消防庁舎の建設整備に向けた検討が求められている。

③ 教育施設

＜学校施設＞

本市には、小学校が 7 校、中学校が 2 校ある。近年の少子化に伴う高校再編により、県立村山農業高等学校は平成 26 年度より村山産業高等学校として統合新設され、県立楯岡高等学校は平成 28 年 3 月をもって閉校した。

小中学校の施設の耐震化は完了し、今後はより良い教育環境の確保とともに、中長期的な維持管理等に係るトータルコストの縮減及び予算の平準化を図る「学校施設長寿命化計画」により、計画的に整備していく必要がある。

＜社会教育施設＞

旧山ノ内小学校の校舎を利用し、平成 21 年に自然体験交流施設「やまぼと」がオープンした。多くの方から利用されており、今後さらなる利用拡大が期待されている。また、平成 22 年には総

合文化複合施設「^{しょうよう}甗葉プラザ」がオープンした。「甗葉プラザ」には市立図書館が併設されており、生涯学習活動の新たな拠点として様々な催し物や各種団体による学習活動が行われている。

文化発信の拠点として長年多くの市民に利用されてきた市民会館であるが、平成 18 年に大ホールの耐震改修は行ったものの老朽化のため改修が必要になっている。

社会体育施設としては、市民体育館をはじめ各施設の老朽化が進んでおりそれぞれで改修が必要となっている。

各地区の自治公民館については、地域コミュニティの場として利活用が図られているが、老朽化が進んでいるところもあるため、整備が求められている。

(4) 持続的発展の基本方針

本市の人口は、昭和29年の合併した当時は4万2千人を超えていたが、平成12年の国勢調査で3万人を割り込み、平成27年国勢調査では2万4千人台半ばまで減少を続けている。今後、さらに人口減少が進展すると予想されることから、人口減少に伴う地域の変化に柔軟に対応するとともに、地域における安全・安心で心豊かな生活が将来にわたって確保されるよう努めていかなければならない。

村山市過疎地域持続的発展計画では、第5次村山市総合計画の基本理念「次の世代へ引き継ぐ魅力ある村山市を創る」を基本方針とし、若者や子育て世帯が住み続けたいと思える魅力的なまちづくりを推進していく。具体的には、以下の5つの「基本目標」をもとに施策を展開していく。

① だれもが“暮らしたい”まち

加速する人口減少、少子高齢化に歯止めをかけるため、買い物の利便性向上や子育て支援の充実、雪対策の推進など生活環境を整備し、「だれもが“暮らしたい”まち」を実現する必要がある。

平成30年度に公表した「駅西開発エリア基本構想図」に基づき、商業施設の誘致や企業進出を促進し、また、道の駅を移設することで本市の中心地である駅西エリアに賑わいを創出し、村山市全体の活性化を図っていく。

また、令和元年度に策定した第2期村山市子ども・子育て支援事業計画「あいあるプラン＋（プラス）」に基づき、令和2年度から「子育てスマイルプロジェクト」と称して市独自の子育て支援策を展開している。今後とも、結婚から子どもが成人するまで安心して子育てができるよう子育て支援を推進し、子育て世代の定住を促進していく。

本市は、特別豪雪地帯対策特別措置法に基づく特別豪雪地帯に指定されており、雪と共生しながら安心して生活できるまちにしていかなければならない。間口に除雪で生じた雪の塊を置かないきめ細かな除雪や流雪溝の整備、消雪道路の長寿命化等の雪対策を推進していく。

② 「つながる」産業振興～農商工連携の強化～

経済活動のグローバル化や情報通信技術の急速な発展により、産業構造が著しく変化していく中、本市が発展していくためには地域産業の活性化は必要不可欠である。

令和4年度には、中心市街地ににぎわい創造活性化施設「Link MURAYAMA」を開設する。コワーキング機能やオフィス機能を配置することで、企業・創業の拠点としての整備を行っていくほか、市民の健康づくりや子どもの遊び場など多様な利用者が集い、新たなにぎわいや経済効果を生むまちづくり拠点としていく。

市内に点在する自然・景観・農業・食文化といった地域資源や、既存の農業関連施設や観光施設を結び付け、市全体を体験型テーマパークとする「アグリランドむらやま」事業の展開により産業活性化を図るなど、農林業や工業・商業・観光業を連携させ産業振興を推進していく。

また、スマート農業の導入やIoTの活用による労働生産性の向上や付加価値の高い産業の振興を図っていく。

③ 913万人のファンづくり

～市民ひとりひとりが1日1人の村山市ファンづくり(2.5万人×365日)～

SNS等の普及により、情報の共有や拡散が飛躍的に向上したことで、観光においても、観光客が発信する情報が更なる観光客を呼び込むなど、その波及効果により、観光振興の重要性もまた大きなものとなっている。

本市が有する自然豊かな景観やバラまつりを始めとした季節折々のイベントなど、多様な観光資源を積極的にPRすることで、より多くの方々を迎え入れ、村山市ファンを創出していく。

また、東北中央自動車道の開通を見据え、村山ICを起点とした観光ルートの設定や二次交通の整備を行うことで、訪れた方々に優しくわかりやすいまちづくりを行っていく。特に、二次交通の整備は、観光分野のみの課題とせず、道路などの交通基盤の整備や福祉施策などと一体的に検討、整備を図っていく。

④ いのち輝き、ふるさとを愛する人を育むあたたかいまち

生涯を通して充実した生活を送るためには、人を育てる教育の充実や地域での支え合い、心身の健康、安全・安心な環境整備が重要である。

誰もが自分らしい生活を送るため、生活環境や障がい、年齢などの様々な状況に合わせたきめ細かい支援を行う。また、環境の保全に努めながら、自然資源の活用に取り組むとともに、住民が安心して生活できる住みよいまちづくりを推進していく。

⑤ みんなが参画、みんなで創造

市民一人ひとりのまちづくりに対する意識を高め、参画を促し、みんなで課題を共有・解決していくことで、協働のまちづくりを進めていく。

地域が特色を活かし、自立したコミュニティ活動を推進するため、各地域のまちづくり協議会を中心とした多様な活動の支援を行うとともに、地域活動の拠点となる市民センターを安全・安心に利用できるよう計画的な整備に努める。

また、市報やホームページにより効果的な情報発信を行うほか、職員出前講座の実施など市民との直接対話を推進していく。

(5) 持続的発展のための基本目標

①人口目標

本市における平成27年度から令和2年度にかけての人口減少率は約9%である。過疎の根本的な課題である人口減少、特に社会減を抑制するためにも、移住施策や住宅施策、子育て施策等を推進し、計画期間である令和3年度から令和7年度までの人口減少率を8%以下にすることを基本目標とする。

②若者の定住促進に関する施策の推進について

人口減少社会において、持続的な財政運営を実現していくためには、生産年齢人口をいかに確保していくかが重要である。基本方針である『次の世代へ引き継ぐ魅力ある村山市を創る』の実

現のためにも、基本目標として「若者の定住促進」を掲げ、生活環境の向上、子育て支援サービスの充実など多角的な施策により定住促進に取り組んでいく。

(6) 計画の達成状況の評価に関する事項

計画の終期となる令和7年度末に目標の達成状況に関する評価を行う。

関連事業の実施状況を調査し、目標の達成状況における影響について分野ごとに分析・評価する。結果については、庁内で情報共有を図り、その後の事業立案に寄与させるものとする。

(7) 計画期間

計画期間は、令和3年4月1日から令和8年3月31日までの5箇年間とする。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画においても、「村山市公共施設等総合管理計画」の基本方針に基づき、公共施設等の維持・管理・有効活用を図っていく。

【村山市公共施設等総合管理計画 基本方針（抜粋）】

(1) 施設の長寿命化

公共施設等の老朽化に伴い、今後10年間では大規模改修への対応が集中し、その後は建替え時期を迎える施設が増加することとなります。限られた財源の中では、一斉に訪れる建替えや大規模改修に、短期間で対応することは困難です。

このことから、事業費を縮減するとともに、年間の財政負担を可能な限り平準化するため、今後とも継続して活用する施設については適切な維持管理を行い、施設の長寿命化を図ります。また、建替えや大規模改修については、必要性を検討するとともに優先順位をつけながら対応していきます。

（２）施設の総量管理

厳しい財政状況が続く中、現在保有するすべての公共施設を保持し、管理・運営していくことは非常に困難です。また、人口減少が進むにつれ、公共施設の必要性が変化していくものと考えられます。

このことから、公共施設の統廃合や複合化、計画的な新規整備の実施、広域連携などにより、市保有施設の総量管理と最適化を図ります。

（３）施設の有効活用

第５次村山市総合計画で示すとおり「次の世代へ引き継ぐ魅力ある村山市を創る」ためには、多様化する市民ニーズに適切に対応していくことが求められます。

このことから、市民ニーズを的確に把握していくとともに、経営的な視点を持ちながら、行政サービス提供の拠点となる公共施設を最大限に有効活用していきます。

2. 移住・定住・地域間交流の促進、人材育成

(1)現況と問題点

①移住・定住の促進

人口減少社会において、地域での経済活動を維持していくためには、移住・定住を推進していくことが極めて重要である。本市では、「むらやま徳内まつり」や日本有数の「東沢バラ公園」、「最上川三難所」などの魅力あふれる多様な地域資源を有しているほか、令和2年度から実施している「子育てスマイルプロジェクト」による子育て支援など、「だれもが“暮らしたい”まち」を目指した様々な支援事業を展開している。これらの魅力を首都圏等での移住相談会や移住ポータルサイト等を活用し効果的に発信し、移住・定住につなげていかなければならない。また、全国的に二地域居住などの新たな移住スタイルやワーケーションなど新たな需要が増えてきている。当市においても、これらの需要を取り込むため移住体験プログラム等の移住施策を推進していく必要がある。

ほかにも、都市から人を呼び込み地域活性化を図るため、東北中央自動車道開通後、利用者が市内に気軽に立ち寄れる施設や遊休施設、空き家・空き店舗を利活用した交流・体験施設の整備、そして都市住民の市内への移住・定住につながる交流事業なども求められている。

②地域間交流の促進

「交流」は地域活性化の第一歩である。住みやすく、明るくそして良好な生活環境づくりのためには、地域の良さ、地域の力に着目し、市民一人ひとりが交流することが必要である。総合文化複合施設「甌葉プラザ」や、令和4年度に開設予定のにぎわい創造活性化施設「Link MURAYAMA」を市民交流の拠点施設として活用し、市全域の賑わいへとつなげていかなければならない。

本市の各地域には、「むらやま徳内まつり」や「東沢バラまつり」、「そば花まつり」など様々なイベントがあり、地域内外を問わず多くの交流客で賑わいを見せている。また、市内には、東沢バラ公園や最上川三難所、基点温泉等の地域資源も充実しており、温泉や観光農園など

を組み合わせた複合的交流環境も整ってきている。

今後はこのような施設、イベント、地域資源等を有機的に結び付け、個人や団体の交流ばかりではなく、地域間交流へと発展していくことができる様々な環境を整えるとともに、地域の交流を促進し、地域の交流活動を牽引するリーダーづくりにも取り組んでいかなければならない。

(2)その対策

①移住・定住の促進

○村山市の中心地となる駅西エリアへの「道の駅」の移設や商業施設の誘致等を行うことで地域の活性化を図る。

○空き家・空き店舗等を利活用した交流・体験施設の整備を行う。

○UJI ターン等を希望する都市住民向けに、移住・交流イベントや販促活動において移住相談やPR 活動を実施するとともに、「お試し居住」ができる体験施設の整備を検討する。

○移住・定住の促進を図るため、外部人材（地域おこし協力隊など）の活用を推進する。

②地域間交流の促進

○地域情報について、パンフレット、ホームページ等で積極的に情報発信することで交流活動のきっかけづくりを図る。

○ひと・文化・モノが行き交う新たなスタイルの交流を展開すると共にスポーツ・文化・産業等の分野別の広域交流を促進する。

○総合文化複合施設「甕葉プラザ」や、にぎわい創造活性化施設「Link MURAYAMA」を交流の拠点施設として積極的に活用し、市全域の賑わいへとつなげていく。

○防災支援の相互協定の締結など自治体間の連携施策の推進を図る。

○地域の交流活動リーダーの発掘と育成を図る。

(3)事業計画

本計画において、移住・定住・地域間交流の促進、人材育成については、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定住・ 地域間交流の 促進、人材育 成	(1) 移住・定住	関係人口創出拠点施設整備事業	市	
	(2) 地域間交流	にぎわい創造活性化施設整備事業	市	
		メディカルフィットネス推進事業	市	
		新「道の駅」整備事業	市	
		駅西調整池整備事業	市	
		バラ回廊整備事業	市	
		にぎわい創造活性化事業	市	
	(4) 過疎地域持続的発 展特別事業	飴葉プラザにぎわいのまち創造事業	市	
		定住・移住促進事業	市	
		むらやま人の流れ創出事業	市	
		にぎわい創造活性化施設管理運営事業	市	
		メディカルフィットネス推進事業	市	
		地域おこし協力隊事業	市	
		バラまつりの充実	市	
		仙山交流村山フェスティバル事業	市	
		むらやま徳内まつり振興事業	市	
		徳内ばやし研修事業	市	
		就業者等定住促進事業費補助金	市	
		Uターン促進事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

3. 産業の振興

(1)現況と問題点

①農業

本市の農業は、水稻を中心として果樹、野菜などの高収益園芸作物を組み合わせた複合経営や畜産等を主体に営まれてきた。その結果、米やサクランボ、スイカをはじめ高品質な多品目の農産物を生産してきている。

国内において農業者人口・農地面積の減少などの生産基盤の脆弱化や国内需要の縮小・国外需要の拡大、大規模災害・新たな感染症の発生など農業を取り巻く環境が変化してきている中で、本市においても担い手の高齢化・人口減少が進み、これらに伴う耕作放棄地の増加、深刻化した鳥獣被害、近年の豪雨、豪雪ほか度重なる災害発生など対応しなければならない課題を多く抱えている。このような状況で農業の振興を図るためには、より持続性の高い生産基盤を確立することが強く求められている。

地域の担い手の確保として、農業者の所得向上を図るため、令和2年に「村山市重点作物推進協議会」を立ち上げ、市の重点作物として選定した4品目（サクランボ、モモ、スイカ、トマト）の産地化と販路拡大を進め、市を代表する農産物を創出する取組みを進めている。地域の県立村山産業高等学校、県立農林大学校、近い将来に開学が見込まれる東北農林専門職大学（仮称）とも連携を密にし、後継者の確保・担い手の育成につなげていくことも必要である。

また、担い手の効率的・持続的な営農への支援を図り、農業基盤整備や農村環境整備等の条件整備を行うとともに、農地中間管理機構の機能を十分に活用しながら農地の集積・集約化を進めていかなければならない。増加が続く耕作放棄地や、深刻な鳥獣被害への対策も必須となっている。

畜産については、素牛価格の高騰が肥育農家の経営圧迫をもたらしているほか、後継者・新規参入者の確保が深刻な状況となっており、対策が必要である。

ほかにも本市では、平成27年度に「村山市6次産業化推進協議会」を立ち上げ、農業者・工業者・商業者・教育機関等をはじめとする多様な主体と連携し、魅力ある商品開発や新たな販路開

拓など 6 次産業化への意識醸成、人材の掘り起こしに取り組んできた。今後、農業従事者の高齢化と減少など、本市農業を取り巻く状況は厳しさを増すことが予想されることから、本市農業の持続的な発展のため生産から加工、販売まで行う 6 次産業化の役割がますます重要となってくる。

②林業

本市の林業は就業者の高齢化や担い手が不足していることから、価値ある森林づくりのための早急な対策が必要となってきた。

森林は、林産物を生産する場としての役割だけではなく、国土保全、水資源の涵養、健康・休養の場など多面的な機能を有していることから、近年の国民の環境保全に対する関心の高まりに応えるような森林整備が必要となってきた。

適切な間伐をはじめとした森林整備の促進や林業の担い手確保など森林経営体制の強化を図ると共に、地元木材の利活用の積極的な促進など総合的な対策を講じていく必要がある。また、市民の森林に対する理解を深めながら、林業の新たな担い手の育成と市民参加型の林業振興の取り組みが求められている。

③工業

本市の工業は、地場産業や工業団地立地企業により支えられてきた。しかし、海外との競合、大企業の生産拠点の海外移転など、厳しい経営状況が続いている。企業の技術・経営等の課題に対応するため、経営指導等の経験豊かな企業支援コーディネーターを配置し、生産システムの効率化・向上のアドバイスや企業間連携、共同受注、地域内受発注などの支援を行っている。

地域経済の活性化や定住促進、雇用の拡大を図るためには、新たな雇用の場を確保していく必要がある。その手段として、優良な企業の誘致活動の展開を進めるとともに、地域の特色をいかした創業を促進することが必要である。また、地場産業を育成することにより、新規卒者等の地元就職が可能になり、貴重な人材の流出に歯止めをかけることにも繋がる。

本市では、工場等を新設、移設又は増設する事業者を支援する「企業立地補助金」、独創的で将来性のある新製品や新商品を開発しようとする事業者を支援する「徳内ものづくり支援事

業」、製造業の新たな設備投資に対する支援を行う「いきいき企業支援事業」を実施している。

また既存企業の育成や企業の誘致、さらに起業の促進のため貸工場を整備する必要がある。

④商業

市民の生活行動圏の拡大に伴い、消費行動も近隣の商業集積地への依存度が高まり、地元の商店、商店街での消費行動が低迷・減少している。小売店においても経営者の高齢化や後継者不足など、数多くの課題を抱えている現状である。

食料品、日用品、雑貨など日常生活必需品をはじめ、専門店などの商店は、都市機能の重要な役割を担っており、この衰退は、都市としての機能を弱らせることにつながる。住民が利用しやすい「魅力ある商店」・「魅力ある商店街」づくりに取り組むためにも、創業者の支援や空き店舗の活用、貸事務所・貸店舗の整備、資金面での支援を充実させていく必要がある。

⑤観光

本市は、魅力的な地域資源を多く有している。「むらやま徳内まつり」は、毎年８月に開催される山形県を代表するまつりとなっているだけでなく、出演する団体も各地域の広い世代で取り組んでおり、まちづくりの面でも有意義な効果を発揮している。他にも日本有数の「東沢バラ公園」や、山形県の母なる川である最上川の景勝地「基点」・「隼」・「三ヶ瀬」の三難所エリア、そして「最上川三難所そば街道」など、全国に誇れる地域資源がある。従来、個別にPRしていた各素材を周辺の観光素材と結び付けてエリア全体でPRする活動や、観光看板などの観光インフラ及び宿泊施設の充実など、誘客増につながる取組みが求められている。また、東北中央自動車道の尾花沢一東根間の開通による日帰り観光可能なエリアの拡大を好機ととらえ、村山ＩＣを活かした新たな観光ルートの開発なども重要である。また、団塊世代やアクティブシニアから若者までの多種多様な需要に即した複合型アミューズメント施設の誘致なども検討する。

ICT（情報通信技術）の普及などにより、近年の観光を取り巻く情勢や時代の流れは速く、インバウンド（訪日外国人旅行者）の誘致や地域住民と交流できる観光資源を活かした着地型観光、都市住民に向けての観光プロモーションなど、新たな課題に対応することが必要である。また、観光客との交流など、本市の魅力の再発見につながる取組みを通じて市民との協働による観光まちづくりの推進が求められている。

(2)その対策

①農業

- 農業基盤の整備を推進する。
- 環境にやさしい農業を推進し、安心・安全な農産物の生産と消費者ニーズへの対応を図る。
- スマート農業などの新しい技術の導入を推進し、農業経営の省力化・軽労化を図る。
- 農観連携の取組みと地産地消を推進し、所得拡大と地域活性化を図る。
- 市重点作物の産地化と販路拡大を推進し、担い手の確保と所得向上を図る。
- 農林畜産物6次産業化ネットワークの構築を推進し、意識醸成や人材育成を図る。
- 認定農業者・認定新規就農者の育成と農業法人の設立を推進し、担い手の確保と経営発展を図る。
- 村山産業高校等との連携による後継者育成を図る。
- 生産の組織化、経営の共同化など、地域全体での営農体制を推進する。
- 耕作放棄地対策を推進する。
- 鳥獣被害対策の強化を図る。

②林業

- 森林の適正な育成と保全を図る。
- 植林や森林教室を開催することで、林業と接する機会を創出する。
- 森林環境譲与税を活用し、災害防止や国土保全機能の強化を進める森林整備を実施する。
- やまがた緑環境税活用事業等による市民参加型の取組みを促進する。

③工業

- 医療福祉産業などの新たな産業分野への参入促進、企業誘致、新規企業の育成、魅力ある産業の振興を図る。
- 技術開発・新製品開発の支援を行う。
- 販路開拓の支援を行う。
- 経営改善支援と就労環境の向上を図る。
- 産業間の連携強化を図る。

○雇用対策・人材育成の推進を図る。

○既存企業に対する支援体制の強化・充実を図る。

④商業

○魅力的な商店及び商店街の形成を図る。

○地域に根ざした地域密着型の経営につながる商業環境づくりと商業の活性化を図る。

○空き店舗の利活用を図る。

○経営者の育成や後継者不足が解消できるような支援策の展開を図る。

○特色ある店づくりを推進し観光客を対象とした商業の展開を図る。

○地場企業の育成支援を行う。

⑤観光

○観光客がこちよく過ごせる観光インフラや宿泊施設の充実を図る。

○リピーター獲得のための通年型観光を確立する。（365日の観光キャンペーン）

○広域観光、人的ネットワーク化と地域資源を活かした着地型観光、体験型観光及びインバウンドの誘致を推進する。

○「村山らしさ」を体感できる魅力ある観光づくり、特産品開発及び首都圏などで情報発信活動を行う。

○「村山市観光振興計画」に基づく施策を展開する。

○観光ルートの設定、観光ネットワークの構築を図る。

○公衆無線 LAN（Wi-Fi）が使える公共施設を増やし、市内観光客の利便性を向上させる。

(3)事業計画

本計画において、産業の振興については、次のように定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
2 産業の振 興	(1) 基盤整備 農業			
		西郷名取地区経営体育成基盤整備事業負担金	県	
		袖崎地区地域ため池総合整備事業負担金	県	
		北村地区特定農業用管水路等特別対策事業負担金	県	
		長瀬河島地区用排水施設等整備事業負担金	県	
		清水地区農村地域防災減災事業負担金	県	
		幕井地区農村地域防災減災事業負担金	県	
		長峯地区経営体育成基盤整備事業負担金	県	
		杉島地区特定農業用管水路等特別対策事業負担金	県	
		大原南地区経営体育成基盤整備事業負担金	県	
		大槇秋山地区経営体育成基盤整備事業負担金	県	
		大倉地区水利施設等保全高度化事業負担金	県	
		沼田寄込地区経営体育成基盤整備事業負担金	県	
		大林鷲ノ倉開田地区農地中間管理機構関連農地整備事業負担金	県	
		北方八反地区農業競争力強化農地整備事業負担金	県	
		村山東根地区水利施設等整備事業負担金	県	
		北村1号幹線用水路地区水利施設等整備事業負担金	県	
		団体営 中荒田地区農業基盤整備促進事業負担金	団体	
		団体営 千座川地区農業水路等長寿命化防災減災事業負担金	団体	
	林業	松くい虫防除対策事業	市	
		ふるさと教育の森造成事業	市	
	(3) 経営近代化施設			
	農業	重点作物大規模園芸団地整備事業(仮)	JA	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(7) 商業			
	その他	商店街ポケットエリア整備事業(仮称)	市	
		楯岡五日町公共駐車場整備事業	市	
	(9) 観光又はレクリエーション	東沢公園整備事業	市	
		道の駅むらやま整備工事	市	
		南郷源泉整備工事	市	
		余暇開発施設維持管理事業	市	
		三ヶ瀬眺望広場線整備事業	市	
		基点リバーサイド地区交流促進施設活動推進事業	市	
		にぎわい創造活性化施設整備事業	市	
	(10) 過疎地域持続的発展特別事業	有害鳥獣対策活動支援事業	市	
		担い手創造推進事業	市	
		重点作物推進事業	市	
		研修生等受入体制整備事業	市	
		農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	団体	
		農観連携「アグリランドむらやま」事業	市	
		6次産業化人材育成事業	市	
		「香りのバラ園」構築事業	市	
		商店街活性化事業負担金	市	
		中小企業振興資金(徳内資金)融資事業	市	
		徳内ものづくり支援事業補助金	市	
		いきいき企業支援事業補助金	市	
		企業立地補助金	市	
		空き店舗等活用事業(仮称)補助金	市	
		農地集積助成金交付事業	市	
		遊休農地対策事業	市	
	(11) その他	農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	市	

(4) 産業振興促進事項

① 産業振興促進区域及び振興すべき業種

産業振興促進区域	業種	計画期間	備考
村山市全域	製造業 旅館業 農林水産物等販売業 情報サービス業等	令和 3 年 4 月 1 日～ 令和 8 年 3 月 31 日	

② 当該業種の振興を促進するために行う事業の内容

上記（３）のとおり。また、他市町村との連携に努める。

(5) 公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

4. 地域における情報化

(1)現況と問題点

①情報化の推進

本市では、平成24年3月に市の情報化施策をまとめた「情報化推進計画」を市民と協働で策定し、情報通信基盤の整備や市役所の情報化などを計画的・合理的に進めている。平成26年度には市全域で光ファイバー網を整備しているが、より多くの市民に利用してもらうことが課題である。また、デジタルデバイド（情報機器を使える人と使えない人の格差）に考慮し、わかりやすい・使いやすいシステムが求められている。

行政内部においても、学校教育、地域産業・観光産業、医療・福祉、防災・防犯対策など様々な分野においてデジタル化が進んでおり、より正確に、よりスピーディな行政サービスの提供が可能な体制が整ってきている。今後は、さらなる整備促進とこれらのシステムを効果的に活用していくことが求められている。

防災行政無線施設については、災害の未然防止、緊急時における迅速な情報伝達などに効果を発揮する施設として期待されている。設置から30年以上がたち老朽化が進んでいたことから、平成26年度にアナログ方式からデジタル方式に更新した。音質の向上や新型スピーカー及び電話応答サービスの導入などにより、従来にはなかった様々な効果が得られている。

(2)その対策

①情報化の推進

- 学校教育、地域産業・観光産業、医療・福祉、防災・防犯対策などの分野において ICT 化を図るとともに、電子市役所の推進を図る。
- 地域住民向けの情報研修、講座等を通じ、デジタルデバイド（情報機器を使える人と使えない人の格差）を解消し活発な情報交流が進む環境を整える。
- 防災行政無線施設の維持管理に努めるとともに、災害時の情報伝達手段の多様化を図る。
- 光ファイバー網の維持管理に努める。

(3)事業計画

本計画において、地域における情報化については、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 （施設名）	事業内容	事業 主体	備考
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	自治体クラウドの推進・整備	市	
		にぎわい創造活性化事業（ICT人材育成）	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

5. 交通施設の整備、交通手段の確保

(1)現況と問題点

①道路の整備

道路は「まちの血管」といわれるように、社会生活を営む上において最も基本的なインフラ（生産・生活・産業の基盤となる構造物）である。道路利便性や災害時等における安全な移動、経済的な影響なども考慮し、計画的に整備することが求められている。新たな道路網の整備とともに、すでに整備した道路や橋りょう等の安全を守るために、長寿命化の推進と効率的な維持補修を行うことが求められている。

道路の整備については、広域的視点に立った市道の整備を計画的に進めなければならない。それによって、拠点工業地域、観光地、市街地、各集落等を結び、市全域が高速交通時代の便益を享受できるような交通ネットワークの形成を図っていかなければならない。

現在、東北中央自動車道東根北一大石田村山間の早期開通に向け整備が進んでいる。村山 I C は無料区間内であることから、当該自動車道を下りて国道 13 号を往来する車両が増加することが見込まれる。こうした人の流れを取り込み、産業及び観光振興等につなげるためにも、駅西開発区域に係る道路の整備などが求められている。

豪雪地帯である本市にとって、降雪期の交通確保は重要な課題である。特に、定住促進を目的にきめ細かな除雪を実施しているため、以前にもまして機械除雪を主力とする除雪体制を充実していくことが必要である。さらに効率的かつ経済的に除雪を行うため、行政と市民の協働による除雪体制の確立が求められている。

橋りょうについては、130箇所（市道）の永久橋があり、今後は老朽化が急速に進むことが予想される。事後的な修繕架け替えから、予防的な修繕を行うことにより、橋梁の維持管理に係る費用縮減を図ることが求められている。

②農道の整備

本市の農道は、水稻をはじめ、果樹・畜産など農産物の流通の合理化や農業経営の効率化等に大きく寄与してきている。

国・県事業を有効的に活用しながら、大型機械による生産性の向上や作業の効率化、快適な農村環境の整備を図るため、計画的に整備を進めていく必要がある。

③林道の整備

森林は地域資源として林産物の生産だけでなく、水源涵養や環境保全、リラクゼーションの場など多面的な機能を有している。これら機能を有効に発揮させ、森林保全を図るため、効果的な林道網の整備を推進している。

④交通手段の確保

市内には、高齢化の進行に伴う交通弱者対策として市営バスが運行しており、買物や通院等に活用されている。平成25年には公共交通機関がない地域に対する新たな公共交通サービスとして、デマンド型の乗合タクシーが運行を開始した。

より有意義な運行に向けて、地域住民等のニーズを考慮しながら、各交通手段の運行エリアのあり方などについて検討を重ねていく必要がある。

(2)その対策

①道路の整備

- 幹線道路網の整備を行う。
- 市県道の改良と整備を行う。
- 東北中央自動車道と市内2か所の追加インターチェンジの開通に向け、良好な道路ネットワークの強化を図る。(駅西開発区域の道路整備)
- 緊急車両が通行できるよう生活道路の整備及び点検・修繕を行う。
- 冬期交通確保のため、除雪機械を充実させるとともに、オペレーターの育成支援などにより克雪体制の強化を図る。
- 橋りょうについては、長寿命化修繕計画にそって定期的な点検・診断を行い、計画的な維持修繕及び架け替えを実施する。

②農道の整備

- 大型機械化による生産性の向上や作業の効率化、快適な農村環境の整備を図るため、計画的に整備を進める。
- 農道の改良整備を行う。

③林道の整備

- 森林の適正管理状況を見極め、林業の生産基盤を確立するとともに森林の保全を推進していくため、計画的な林道網の整備を進める。

④交通手段の確保

- 公共交通機関の整備を行う。
- 市営バス及びデマンド型乗合タクシーの運行を実施する。

(3)事業計画

本計画において、交通施設の整備、交通手段の確保については、次のように定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
4 交通施設の 整備、交通手 段の確保	(1) 市町村道 道路			
		道路新設改良事業 楯岡長瀬線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央1号線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央2号線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央3号線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央4号線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央5号線	市	
		道路新設改良事業 駅西中央線(延伸分)	市	
		道路新設改良事業 駅西中央1号線(南進分)	市	
		道路新設改良事業 楯岡中荒田地区道路整備事業	市	
		道路新設改良事業 林崎名取線	市	
		道路新設改良事業 大槇バイパス線	市	
		道路新設改良事業 鶴ヶ町西線	市	
		都市計画道路 村山駅東沢線整備 県事業負担金	県	
		道路新設改良事業 赤石境ノ目線	市	
		道路新設改良事業 下組北線	市	
		道路新設改良事業 俵町線	市	
		道路新設改良事業 俵町北線	市	
		楯岡洪田地区住宅団地内市道整備事業	市	
		道路新設改良事業 中楯線	市	
		道路新設改良事業 地方事務所笛田線	市	
		道路新設改良事業 土生田拝見線	市	
		道路新設改良事業 幕井貯水池線	市	
		道路新設改良事業 長島迂回線	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		道路新設改良事業 諏訪山基地線	市	
		農地整備事業編入市道拡幅舗装事業	市	
		道路施設点検調査補修事業(道路ストック総点検)	市	
		都市構造再編集集中支援事業(楯岡まちなか再生整備事業)	市	
		・(都)楯岡東根温泉線 ・中楯線 ・晦日町南楯線 ・灰塚西浦線 ・備蓄倉庫 ・緑地広場 ・情報案内 ・ポケットパーク		
		道路新設改良事業 稲下久保田線	市	
		道路新設改良事業 名取久保線	市	
		道路新設改良事業 浮沼名取線	市	
		道路新設改良事業 東新町南八号線	市	
		道路新設改良事業 裏宿西線	市	
		道路新設改良事業 小谷地住宅線	市	
		橋りょう	市	
		橋りょう維持経費	市	
		(2) 農道	市	
		(3) 林道	市	
		林道整備事業	市	
		林道維持管理事業	市	
		(9) 過疎地域持続的発展特別事業	市	
		生活交通路線バス対策事業	市	
		地域公共交通整備事業	市	
		農道除雪事業	団体	
		(10) その他	県	
		県営道路事業負担金	県	
		東北中央自動車道整備に伴う負担金	県	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

6. 生活環境の整備

(1) 現況と問題点

① 水道施設

村山広域水道受水に合わせて整備を行った水道施設が法定耐用年数を迎えつつある。人口減少による水需要の変化、断水リスク等の防災対応、水道事業の広域連携に対応できるよう施設の更新を計画する必要がある。

また、山間部においては、水源を山間地の湧水に委ねている状況にあり、近年の山林荒廃などによる水質悪化、渇水期の水量不足、集中豪雨等による施設の被災も懸念される。住民が安心して利用できる水道水を安定して確保できるよう、施設の機能維持について関係機関と連携を図り進める必要がある。

② 下水処理施設

生活様式の都市化や高度化により、都市部のみならず農村部においても生活排水等による水質汚濁の影響が社会問題となり、公共用水域の水質保全と生活環境の改善に対する関心が高まってきた。このような状況の中、公共下水道については昭和 62 年度より一部の区域において供用を開始し、計画区域における普及を進めてきている。しかし、人口減少の現状を踏まえ、効率的な整備手法を選択し汚水の処理を進めるとともに、老朽化が進む既存施設の延命化を図ることが求められている。

公共下水道のほか合併処理浄化槽の設置の促進と農業集落排水処理事業による生活排水等の処理に取り組んでいるが、更に環境意識の向上を図りながら引き続き公共下水道等への接続促進と合併処理浄化槽の設置への支援の取組みを進めていく必要がある。

③ 廃棄物・し尿処理施設

東根市、天童市、河北町との一部事務組合である東根市外二市一町共立衛生処理組合が、し尿とごみの処理事業を行っている。処理施設は、東根市野田と河北町谷地地区に整備されており、昭和 38 年にゴミ処理施設及びし尿処理施設を竣工。以降、ゴミ焼却処理施設、粗大ゴミ処理施設、最終処分場の整備を行い、平成 22 年にはリサイクルセンターが竣工し、環境に配慮した広域的な廃棄物の処理にあたっている。さらに平成 23 年に、し尿の下水道投入方式への変更に伴う改造工事を

実施するなど、施設の老朽化や時代へ対応するための整備を進めるとともに、ごみの減量化や資源の再利用などを啓発する取組みが求められている。

④消防救急施設

本市の消防体制は、火災・救急・救助体制を含む常備消防と消防団（消防団員732員（令和3年4月1日現在））で構成する非常備消防からなっており、特に近年は、消防団員の確保が困難となる中で、地域の防災力を維持していくために消防団機構改革の推進を図り実行している。

更に、自主防災組織の育成や住民の防災意識の高揚を図りながら、多種多様化する各種災害に対応できる総合的な消防、防災体制の充実を進める必要がある。

また、消火栓や防火水槽などの消防施設の老朽化が進んでおり、年次計画による更新を行う必要がある。

⑤克雪

本市は豪雪地帯対策特別措置法における特別豪雪地帯に指定されており、山間部では積雪が2m以上に達する区域もある。除雪機械や流雪溝の整備や散水消雪施設の修繕・更新が必要とされている。

また、雪国であっても明るく、豊かで、楽しく暮らせるよう親雪・利雪事業を検討していく必要がある。

⑥住宅

本市はこれまで、定住化推進として「二日町タウン」を造成・分譲した。また、市土地開発公社を通して、「河島山ニュータウン」、「楯岡北町グリーンタウン」、「鶴ヶ町タウン」、「S*mile（スマイル）タウン二日町」及び「S*mile（スマイル）タウン新町」などの宅地造成・分譲を行ってきた。今後も引き続き、分譲地の早期完売を目指すと共に、宅地需要の動向、地域ニーズ等の把握に努め、周辺環境と定住要件との分析、検証作業を進めながら、民間による開発誘導を含め、新たな宅地開発を検討していく必要がある。

公営住宅については、鏡清水住宅、楯岡中町住宅、楯岡新馬場団地、楯岡小谷地団地があり、耐用年限を経過し老朽化したものについては適宜、計画的な更新を行ってきた。今後は「公営住宅等長寿命化計画」に沿った事業を実施することが求められている。

冬季間においても若者や高齢者等が安心して生活するため居住環境の整備を進めるとともに、住宅取得等における支援や、市内で増加傾向にある空き家の利活用に対する支援などにより、定住促進に努めていかなければいけない。

(2)その対策

①水道施設

- 安全安心で安定的な飲料水道水供給の維持を図る。
- 適正な価格での供給を行う。
- 老朽化した送配水管、遠方監視、基幹水道施設の更新を計画的に進める。
- 断水等防災対策として、自己水源確保も含め配水池の増強、送配水管等水道施設の耐震化を図る。

②下水処理施設

- 洗剤の適正使用や油脂類の適正処理、廃油石鹼活用など生活環境や河川環境改善の意識啓発に努める。
- 水質保全と快適な生活環境を確保するため、下水道への接続を促進すると共に今後も合併処理浄化槽の設置支援を推進する。
- 農業集落排水施設への接続促進を図り、生活排水の浄化と良好な農業用水の確保に努める。

③廃棄物・し尿処理施設

- 生ごみ処理機の普及や買物袋持参、未包装商品購入の促進、雑がみ回収など、環境意識を高めるための啓発活動を行うとともに、関係団体と連携しながら様々な取り組みを進める。
- ごみの適正処理と資源物のリサイクルが円滑に行われるよう、可燃ごみ、不燃ごみ、資源物などの基準に従い分別収集の指導強化を進める。

④消防救急施設

- 消防車両及び資機材の年次計画に基づく更新整備を進める。
- 地域の防災力維持のため、消防団組織再編と機動力を備えた車両導入や適正配備を行う「消防団機構改革」を進める。

○救急救命士の計画的な養成及び継続した教育による知識と技術の向上を図る。

○災害時の拠点となる消防庁舎の整備検討を進める。

⑤克雪

○除雪機械・流雪溝の整備及び散水消雪施設の修繕・更新を図る。

○雪とのさまざまな共生の取り組みを推進する。(親雪・利雪・遊雪・活雪)

○除排雪体制・設備の整備を図る。

○高齢者等に配慮した雪対策を図る。

⑥住宅

○土地開発公社と連携を図りながら、賃貸・分譲住宅団地の早期契約・完売に努める。

○若者定住に向けた宅地・住宅の供給及び支援を図る。

○無秩序な宅地化や土地開発等を抑制し、良質な宅地等の造成・開発指導に努める。

○空き家空き地の適正管理の啓発活動を推進するとともに、「空き家空き地バンク」の活用などにより空き家空き地の利活用を促進する。

(3)事業計画

本計画において、生活環境の整備については、次のように定める。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
5 生活環境 の整備	(1) 水道施設			
	上水道	老朽配水管(VP管等)更新事業	市	
		他事業関連管路等整備事業	市	
		緊急時浄水設備整備事業	市	
		重要給水施設耐震化整備事業	市	
		駅西開発関連管路整備事業	市	
		送水管移設事業(他事業関連)	市	
		緊急時給水拠点整備事業	市	
		定住促進配水管整備事業	市	
	簡易水道	老朽導水管更新事業	市	
	(2) 下水処理施設			
	公共下水道	公共下水道	市	
		特定環境保全公共下水道	市	
		最上川流域下水道事業	県	
		下水道維持事業	市	
		下水道ストックマネジメント事業	市	
	農業排水施設	農業集落排水施設管理事業	市	
		農業集落排水施設機能強化事業	市	
	その他	合併処理浄化槽設置整備事業	市	
	(5) 消防施設	消防署車両整備事業	市	
		消防団車両整備事業	市	
		消防団施設整備事業	市	
		消防施設修繕整備事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(6) 公営住宅	消防水利整備事業	市	
		消防庁舎新築整備事業	市	
		林野火災資機材整備事業	市	
		救急資機材整備事業	市	
		葉山住宅団地(仮称)造成事業	市	
		既存市営住宅整備事業	市	
	(7) 過疎地域持続的 発展特別事業	子育て応援・定住促進事業	市	
		空き家等対策推進事業	市	
		機械除雪オペレーター人材育成事業	市	
	(8) その他	小型除雪機購入補助事業	市	
		まちの再生支援事業	市	
		不良住宅除却促進事業	市	
		流雪溝整備事業	市	
		散水消雪施設修繕更新事業	市	
		除雪機械整備事業	市	
		大旦川内水対策事業	市	
		河川浚渫事業	市	
		都市公園整備事業	市	
		豪雨災害被害修繕等緊急支援助利子補助事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

7. 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

(1)現況と問題点

①子育て環境の確保

本市では平成22年3月に策定した「村山市次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を受け継ぎ、「子ども・子育て支援法」に基づいた「村山市子ども・子育て支援事業計画」を令和2年3月に策定した。昨今、子育てを取り巻く社会情勢は厳しく、子育て家庭の孤立、負担感の増大など家庭内の力だけでは十分対応できない状況にあり、子育て家庭に対する社会全体での支援が必要とされている。このようなことから、次世代を担う子どもたちが健やかに成長するため、家族、地域、学校、職場、行政が連携を図り、男女が、安心して子どもを生み育てることができる環境を整備していくことが必要である。また、本市では少子化が進んでおり、子育て世代の人口が激減している。今後は子育て世代のニーズに沿った取り組みを積極的に行い、出生率の向上のための取り組みや子育て世代が住み続けたいと思えるまちづくりを推進することが求められている。

②高齢者等の保健及び福祉

平成27年の国勢調査における高齢化率は35.0%であり、これは山形県全体の30.8%を大きく上回っている。すでに、団塊の世代が高齢期を迎えており、高齢化のピークが続くものと思われる。

<保健医療と高齢者対策>

心豊かな人生を送るために、高齢になってもできるだけ長く健康であり続けることが大切である。健康でなければ生活の質が保たれないばかりか、医療や介護費の増大を招くなど社会への負担も大きくなるため、日常生活の中で、市民が健康で快適に過ごせるための施策が求められている。平成26年3月に策定した「第2次健康むらやま21計画」の中間評価を令和元年度に行った。健康寿命の延伸や生活の質の向上を目標に、市民一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、関係機関が連携しながら支援する体制づくりが必要である。また、高齢者の疾病予防・重症化予防の推進が求められており、保健事業と介護予防を一体的実施していく必要がある。

＜介護と介護予防＞

令和3年3月に策定した「村山市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」に沿って、高齢者が住み慣れた地域でできるだけ自立した生活を送れるよう、生活上の様々な課題を抱える高齢者に対し、地域の身近なところで、包括的な支援を行い、要支援者や認知症高齢者の重度化予防を図ることが求められている。

＜高齢者の社会参加の促進＞

少子高齢化が急速に進展する中、地域社会の活力を維持・向上させるためには、高齢者が活動的で生きがいと満ちた生活をおくるとともに、豊富な知識・経験等を活かして積極的に地域活動に参画することが必要である。

このため、仕事、学習、スポーツ・レクリエーション活動、世代間交流やボランティア活動等を活性化するとともに、高齢者活動の中心となる老人クラブ活動の充実や生きがいと健康づくり事業など、社会生活が実践できる施策を推進し、住み慣れた地域において住民一人ひとりが積極的に社会参画できるよう、各地域のまちづくり協議会活動や福祉関係団体等との連携を図っていかなければならない。

また、首都圏等に暮らす中高年齢層の地方移住を実現する「村山エージング・コントロール・レジデンス計画C C R C※プロジェクト」が、市の支援を受けながら民間事業体にて取り組まれている。これは、健康状態に応じた継続的なケア環境に移り住むことで、人々が健康で活動的な社会生活を送ることが可能となるものである。元気な移住者が地域活動に参加し地域活性化が図られるよう、村山版「生涯活躍のまち構想」を策定し、推進体制を整備していく必要がある。

※C C R C：Continuing Care Retirement Community（コンティニューイング・ケア・リタイアメント・コミュニティ）の略。高齢者等が移り住み、健康時から介護・医療が必要となる時期まで継続的なケアや生活支援サービス等を受けながら生涯学習や社会活動に参加するような共同体。

③障がい者福祉

年々障がい者は増加の傾向にあり、また障がいの重度化・重複化かつ高齢化が進んでいる。障害者自立支援法が障害者総合支援法へ改正され、障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援し、障がいの有無に関わらず市民が相互に人格と個性を尊重し共生する地域社会の実現を図ることが求められている。障がい者施策については、福祉部門に限らず保健・医療・教育・雇用・

住環境等、市民、行政の幅広い分野にわたる連携が必要とされており、障がい者が暮らしやすいまちづくりの推進を図らなければならない。

(2)その対策

①子育て環境の確保

- 多様なニーズと幼児の健全育成のため、保育施設の統合・再編整備（指定管理を含む）、地域子育て支援拠点の整備を行う。
- 保育ニーズの多様化に対応した延長保育や休日保育、一時預かり、病児・病後児保育などの特別保育対策を促進し、保育制度の充実に努める。
- 放課後児童対策事業として、学童保育事業運営体制の充実と事業の拡充を図るとともに、学校と連携しながら各児童クラブの施設整備及び環境改善を推進する。
- 図書館等を活用して、両親や祖父母を対象とした子育て講座や親子で参加できる健康教育などの機会を積極的に設ける。

②高齢者等の保健及び福祉

<保健医療と高齢者対策>

- 保健センター等健康づくり拠点を充実するとともに、保健師や管理栄養士の専門性を高め、病気の予防や運動・食生活の改善などに関する様々な取り組みや知識などを地域住民へ積極的に提供し、健康づくりを進める。
- 高齢者の環境やニーズに合わせた支援を行い、安心安全に生活できるよう福祉制度の充実を図る。

<介護と介護予防>

- 住み慣れた環境で必要な医療・介護等のサービスが受けられるよう、保健・医療・福祉（介護）の連携を推進する。
- 介護予防事業・制度の充実を図る。

<高齢者の社会参加の促進>

- 社会への貢献を実感できるような生きがいを推進していく。
- 農業生産や地域活動に高齢者の知恵、技術等を活かせる活動の場や支援体制づくりを進め

る。

○村山市版「生涯活躍のまち構想」の策定に取組み、推進体制の整備を図る。

③障がい者福祉

○障がいの有無に関わらず、地域の一員として尊重され、自分の能力を最大限発揮し自立した生活を共に送ることができる地域社会の実現のため、地域活動における取組みや障がい者福祉に対する相談、指導などの支援体制づくりを進める。

○公共施設をはじめとする構造物や道路等のバリアフリー化を推進するとともに、ユニバーサルデザインを意識したまちづくりを進めるなど、障がいの多様性に配慮した整備を促進する。

(3)事業計画

本計画において、子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進に関する対策は、次のとおりとする。

事業計画（令和3年度～7年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
6 子育て環 境の確保、高 齢者等の保健 及び福祉の向 上及び増進	(1) 児童福祉施設 保育所			
		放課後児童健全育成事業(修繕・改修分)	市	
		新設保育施設整備事業	市	
		保育園整備事業(施設改修)	市	
		大久保北山地区児童遊園整備事業	市	
		児童遊園・農村公園管理事業	市	
	(3) 高齢者福祉施設 老人ホーム			
		特別養護老人ホームひがしざわ建設事業利子補給金	市	
	(4) 介護老人保健施設	医療介護提供体制改革推進交付金	市	
		地域介護・福祉空間整備等施設整備交付金	法人	
	(7) 市町村保健センター及び母子健康包括支援センター	保健センター事業	市	
	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障がい(児)者医療給付事業	市	
		子育て支援医療給付事業	市	
		ひとり親家庭等医療給付事業	市	
		むらやま健幸ポイント事業	市	
		母子保健事業	市	
		子育て世代包括支援センター事業	市	
		子育て支援事業	市	
		子育て支援事業(新生児聴覚検査)	市	
		未熟児養育医療給付事業	市	
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	市	
		在宅福祉事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		老人保護措置費関係経費	市	
		超高齢集落支援事業	市	
		障がい者自立支援給付事業	市	
		重度障がい者介護者激励金支給事業	市	
		特別障がい者手当等給付事業	市	
		地域子育て支援拠点事業	市	
		一時預かり事業(教育・保育施設以外)	市	
		親子交流ひろば利用者支援事業	市	
		むらやまファミリー・サポート・センター事業	市	
		病児保育事業	市	
		子育て応援すくすく手当支給事業	市	
		子育て世帯支援事業	市	
		子育て応援手当支給事業(在宅保育手当)	市	
		高齢者運転免許証自主返納支援事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

8. 医療の確保

(1)現況と問題点

本格的な少子高齢社会を迎え、介護需要の増大、生活習慣病の増加など疾病構造の変化、家族形態の変容などを背景に、地域の保健・医療・福祉に対するニーズは多様化してきている。

特に、医療に関しては直接生命に関わることであり、より専門的でより高度な医療へのニーズが高まってきている。医師会及び地域の基幹病院である北村山公立病院との連携強化を行い、住民ニーズに応えた医療体制づくりが今後の大きな課題である。また、少子高齢化が進んでいる本市においては、高齢者が住み慣れた地域において健康で安心した生活を営むことができるよう、保健・医療・福祉が連携した総合的かつ継続的なサービス提供が必要とされている。

本市の医療機関は、一般開業医15、歯科医8、休日診療所が1つあり、病床数は8床となっている。また、三市一町で運営されている北村山公立病院があり、病床数は300床となっており、地域の基幹病院として年々その医療設備内容は充実してきている。今後も、住民が必要なときに安心して医療が受けられる医療体制づくりが求められている。

また、市民の健康管理の支援体制を強化するなど健康づくりの啓蒙にも力を入れていかなければならない。健康な人生を過ごすことは、市民みんなの願いでもあるので、一人ひとりが主体的に健康づくりに取り組み、健康寿命の延伸や生活の質の向上を図れる環境づくりが求められている。

(2)その対策

○救急医療体制については、休日診療所の充実強化を図るために、医師会はじめ関係機関とともに効率的な運営を実施していく。

○北村山公立病院や地域開業医との連携を密にし、広域的な医療システムにより適正な地域医療体制の確立と医療格差の是正を図る。

○健康づくりについては、乳幼児から高齢者まで生活習慣病の予防のための啓発活動に取り組むとともに、健康相談、健康教育を行うなど、疾病予防体制を充実させる。

○健康指導の充実を図り、地域住民の健康づくり活動を積極的に支援していく。

○食に関する地区組織（食生活改善推進員）との連携を強化し、食習慣の改善及び食育の推進を図る。

(3)事業計画

本計画において、医療の確保対策として、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的 発展特別事業	健康増進事業	市	
		休日診療所運営事業	市	
		北村山公立病院組合負担金	組合	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

9. 教育の振興

(1)現況と問題点

①学校教育

本市では令和2年4月に「第2次村山市教育振興基本計画」を策定した。「豊かな人間性と確かな学力を身につけた、村山市の未来を拓く人づくり」を基本目標にすえ、次代の担い手である子どもたちが変化の激しいこれからの社会に対応するために必要な「生きる力」や「確かな学力」を身につけ、可能性を最大限伸ばすため、様々な取組みを実施している。特に、村山市の5つの教育財産（①食・農、②読書・心、③科学、④自然・スポーツ、⑤芸術・文化）を活用し、学校・家庭・地域が連携して行う教育プログラム「HYPER GOGO！むらやま夢体験プラン」のもと、子どもの五感を活用して行う体験活動の充実を図っている。

また、急激な少子化に伴い、児童生徒の減少の結果、小学校統廃合の必要が生じた。平成19年には山ノ内小、25年には大倉小が閉校し、現在の本市の義務教育施設は、小学校7校、中学校2校で、児童生徒数は約1,420人（令和3年5月現在）である。令和2年度には、将来の小学校の在り方検討委員会を設置し、アンケートを行いながら将来の小学校の在り方について検討した。今後、「地域の学校」という視点を基本にした小学校の適正配置を図るとともに、計画的な早期保全による学校施設の長寿命化を進めることが求められている。

また、学校給食については、児童生徒に安心・安全な給食を提供する必要があることから、既存の調理場の計画的な整備・改善を積極的に推進していく。

②社会教育

誰もが、いつでも、どこでも楽しく学ぶことができるよう、学習機会の拡充と施設の整備を図ることが求められている。図書館、山の内自然体験交流施設「やまばと」について、生涯学習の拠点としての機能を充実させるとともに、新たな視点での有効活用を模索する必要がある。

また、人々が心豊かな生活を送るためには、その基盤である地域コミュニティ活動の充実を推進する必要がある。住民に最も身近な地域市民センターや自治公民館の環境整備に努め、活動の拠点としての機能を充実させていくことが求められている。

地域住民が健康づくりや生きがいがづくりに励み、心豊かで充実した日々を送れるようにするために、住民の一人ひとりが人間としてあるべき姿を培い、創造性や個性を育むことのできる学習環境とともに、学習の成果が適切に評価される社会づくりが必要とされている。

③社会体育

自由時間の増大や生涯を通じて健康でいきいきと暮らし、豊かさの実感、自己啓発、健康・体力づくりなどスポーツに対するニーズの多様化が進んできている。

本市には、村山市民体育館、最上川右岸グラウンドゴルフ場、金谷運動場、楯岡スポーツレクリエーション広場などの社会体育施設がある。なかには老朽化が進んでいるものもあり、補修・修繕による施設の長寿命化を進めていくとともに、適切な維持管理と効率的な運営を推進することが求められている。

また、スポーツ推進委員会を中心としたスポーツ指導者は、子どもから高齢者まで誰もが、気軽にスポーツに参加できるよう、研修を積みながら指導普及に努めている。

今後においても、スポーツ施設の整備や指導者の養成等、スポーツに取り組みやすい環境づくりを進めながら、市民の健康づくりとともにスポーツを通じた交流人口の増加やこれに伴う情報発信など社会体育面の振興、さらには産業や観光といった幅広い分野での取り組みへと発展していくことが期待されている。

(2)その対策

①学校教育

○学校、家庭、地域が連携し、「いのちの教育」の実践・普及を図る。

○確かな学力を身につけ、時代の変化に対応できる能力の育成を図る。

○「HYPER GOGO！むらやま夢体験プラン」のもと、村山の5つの教育財産（食・農、読書・心、科学、自然・スポーツ、芸術・文化）を活かした体験学習の推進を図る。

○情報化、国際化の進展に合わせた情報教育、国際理解教育を実施する。

○「地域の学校」という視点を基本にした小学校の適正配置を図るとともに、計画的な早期修繕による学校施設等の長寿命化及び耐震化を図る。

②社会教育

- 生涯学習を志向する市民の育成と学ぶ市民のグループ化・組織化を図る。
- 生涯学習事業（講座学習）の充実を図る。
- 図書館のメディアセンターとしての整備・充実、学校図書館との連携を図る。
- 各地域まちづくり協議会（市民センター）と連携した講座を開催する。
- 高齢者の生きがい対策の場や地域児童生徒の遊学の場、また地域コミュニティ活動の拠点として、公民館等の修繕、整備を支援する。

③社会体育

- 市内体育施設の老朽化が進んでいるため改修事業を推進する。
- スポーツ活動のさらなる活性化を図る（生涯スポーツ、競技スポーツ）。

(3)事業計画

本計画において、教育の振興については、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
8 教育の振 興	(1) 学校教育関連施 設 校舎			
		小学校校舎等整備事業	市	
		中学校校舎等整備事業	市	
		小学校給食調理機器更新事業	市	
		小・中学校冷房設備整備事業	市	
		小学校屋外運動場整備事業	市	
	屋外運動場 スクールバス・ ポート	スクールバス購入事業	市	
	(3) 集会施設、体育施 設等 公民館			
		自治公民館整備	団体	
	体育施設	市民スポーツ拠点整備事業(体育館)	市	
		市民スポーツ拠点整備(体育館・武道館以外)	市	
		市民スポーツ拠点整備(村山市武道館)	市	
	(4) 過疎地域持続的 発展特別事業	交通安全教育の推進	市	
		中学校給食事業	市	
		小学校給食事業	市	
		小中学校(子育て支援)給食費補助事業	市	
		学習サポーター設置事業	市	
		GOGOむらやま夢・体験プラン推進事業	市	
		授業改善・学力向上のためのきめ細やかな支 援事業	市	
		GOGOむらやまインターナショナル・キッズ事業	市	
		教育ICT環境推進事業	市	
		小学校ICT環境整備事業	市	
		中学校ICT環境整備事業	市	
		ICT支援員配置事業	市	

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
	(5) その他	生涯教育推進事業	市	
		生涯スポーツの普及・市民一人1スポーツの推進	市	
		競技スポーツの推進	市	
		西郷小学校長寿命化改修事業	市	
		富並小学校長寿命化改修事業	市	
		楯岡中学校長寿命化改修事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の3つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

10. 集落の整備

(1)現状と問題点

本市は、8つの地域から成っており、それらの地域ごとに地域づくり活動が展開されている。しかし人口減少や少子・高齢化の進行、就業形態の多様化、人々の価値観の多様化等により、地域づくり、地域社会の基盤である地域自治組織の機能が低下し、組織運営の役員体制や各種行事の開催に支障をきたしている。行政としても地域が活性化していくために地域の主体性を尊重しながら、コミュニティ活動の支援を行っていく必要がある。また、平成25年度に市民センターを公民館からコミュニティセンターへ移行した。これまでの生涯学習を担う公民館機能に加え、より実践的な地域づくり活動を行う拠点として整備している。さらなる機能充実を図るためにも、市民センターの環境整備を進めていかなければならない。

(2)その対策

- 地域で支え合うコミュニティ組織の育成と集落内の交流促進を図る。
- 地域活動の拠点となる市民センター、自治公民館等の整備を図る。
- ボランティア・NPOとの協調・協働によるまちづくりを推進する。
- 市民が自然環境への理解を深められる機会の創出と保全活動の推進を図る。
- 良好な地域コミュニティづくりのための地域内交流・世代間交流の活発化を図る。
- 各集落における、自然・文化・歴史を後世に受け継いでいく人材を育成する。

(3)事業計画

本計画において、集落の整備については、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	地域活動推進交付金事業	市	
		各地域活動推進事業	市	
		コミュニティ助成事業	任意団 体	
	(3) その他	地域市民センター整備事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

11. 地域文化の振興等

(1)現況と問題点

①地域文化の振興等

市内には、有形無形の文化財が数多く残されており、市指定文化財は 57 件、県指定文化財 4 件のほか、未指定の文化財や歴史遺産が各地域に点在している。これら文化財の保存や継承等を行い、また活用を図ることにより、文化財への愛護精神、郷土への愛着と誇りの醸成に努めなければならない。

文化的遺産や伝統文化を守り伝えると同時に、発展させ、また、新たな価値や創造を加えつつ、次世代にどう引き継いでいくかが課題となっている。音楽・美術・書道など、数多くの文化・芸術に携わり、活動する市民が多くいる。優れた技能や生活文化などの文化遺産は、保存はもとより、市民によって活用されることによって活かされ、伝承に結びつくことから、その支援を行う必要がある。

市内の文化施設について老朽化が進んでいることから、施設の長寿命化なども視野に入れながら管理・運営することが求められている。

②国外文化交流

地域が独自に世界の諸地域と交流する時代を迎えるなか、本市はこれまでもドイツ・ヴュルツブルク市、オランダ・ライデン市、カナダ・バリー市などとの国際交流をはじめ、ALT 招致による語学力育成を進めており、それらがさまざまな交流に発展している。

平成28年度には東京2020オリンピック・パラリンピックのブルガリア共和国ホストタウンとして登録を受けた。新体操競技の事前キャンプの受け入れや市内中学生の派遣交流など、スポーツ振興や国際的な人的・文化的交流事業を展開した。

村山市には、国際交流協会という名称の組織はないが、「村山市国際クラブ」（通称MAGIC）がその役割を担っており、本市の国際交流の実践組織として大きな役割を果たしてきた。今後とも、民間主導の国際交流がより推進されるよう行政として支援していく必要があり、国際的に開かれた地域社会の形成をも視野に入れた取り組みを進めていかなければならない。

(2)その対策

①地域文化の振興等

- 郷土の文化財の適正な管理とその活用を図るため、標示・案内標識等を整備する。また、文化財に対する市民の関心を広め、理解を深めるための事業を推進する。
- 優れた芸術鑑賞事業の実施や多様な文化教室の開講など、文化活動に接する機会を創出する。
- 各芸術文化団体の活動促進と育成に努める。
- 文化活動の成果発表の場づくり、機会づくりを推進する。
- 村山市の中央を流れる「最上川」の文化を新たな視点で発信し、村山市の文化芸術の振興を推進する。

②国外文化交流

- 次代を担う青少年の国際的視野を広げ国際的に活躍する人材の育成を図る。
- 多文化共生がより推進されるよう、国際理解教育や日本語教育を行い、在住外国人と共生できる地域づくりの推進を図る。

(3)事業計画

本計画において、地域文化の振興については、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
10 地域文化 の振興	(1) 地域文化の振興 等 地域文化振興施設			
		市民会館管理運営事業	市	
		最上川美術館管理運営事業	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	最上徳内記念館管理運営事業	市	
		最上川美術館活用促進事業	市	
		村山市史サイドブック編集事業	市	
	(3) その他	文化財に関する整備、保存事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

12. 再生可能エネルギーの利用の推進

(1)現状と問題点

①再生可能エネルギーの普及

地球温暖化の防止や持続可能な循環型社会の推進、PM2.5などの環境保全上の新たな問題など、環境問題に対する関心が年々高まっている。本市では省エネ・節電運動に取り組むとともに、県内市町村で初めて電気自動車1台を公用車として導入し、道の駅むらやまに電気自動車急速充電器を設置するなど、環境に配慮した都市としての取組みを推進している。今後も、水環境や大気環境などの生活環境の保全対策を進めるとともに、木質バイオマスや太陽光発電システムなどの自然エネルギーの普及が求められている。

(2)その対策

①再生可能エネルギーの普及

- 「環境基本計画（第2次）」（平成29年度策定）に基づいた施策のさらなる展開を図る。
- 環境教育の充実と環境にやさしいエネルギーの活用の推進を図る。

(3)事業計画

本計画において、再生可能エネルギーの利用の推進については、次のように定める。

事業計画（令和３年度～７年度）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
11 再生可能 エネルギーの 利用の推進	(1) 再生可能エネ ルギー利用施設	太陽光発電装置設置事業	市	
	(2) 過疎地域持続的 発展特別事業	木質バイオマス利用拡大支援事業	市	

(4)公共施設等総合管理計画との整合

「村山市公共施設等総合管理計画」の考え方を踏まえ、「施設の長寿命化」、「施設の総量管理」、「施設の有効活用」の３つの基本方針に基づき、計画的な整備を実施する。

事業計画（令和３年度～７年度） 過疎地域持続的発展特別事業分（再掲）

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
1 移住・定 住・地域間交 流の促進、人 材育成	(4) 過疎地域持続 的発展特別事 業	飫葉プラザにぎわいのまち創造事業	市	飫葉プラザを拠点としたにぎわいの創 出と中心市街地の活性化を図ることで 地域の持続的発展に資するもの
		定住・移住促進事業	市	お試し居住や転入者への食の支援など 定住・移住の促進を図ることで地域の 持続的発展に資するもの
		むらやま人の流れ創出事業	市	関係人口の創出やワーケーションの推 進を行い移住・定住人口の裾野の拡充 を図ることで地域の持続的発展に資す るもの
		にぎわい創造活性化施設管理運営事業	市	楯岡高等学校跡地ににぎわい創造活 性化施設を整備し、市街地の活性化を 図ることで地域の持続的発展に資する もの
		メディカルフィットネス推進事業	市	にぎわい創造活性化施設の中にフィッ トネス事業者を誘致し、多様な方々が 気軽に利用できる場所を提供すること で地域活性化を図り、地域の持続的発 展に資するもの
		地域おこし協力隊事業	市	地域おこし協力隊による地域協力活動 で地域の活性化に貢献することで地域 の持続的発展に資するもの
		バラまつりの充実	市	夏・秋のバラまつりにより観光誘客によ る交流人口拡大、地元経済の活性化を 図ることで地域の持続的発展に資する もの
		仙山交流村山フェスティバル事業	市	仙台圏域へPRイベントを開催すること で、村山市への誘客を図り交流人口の 拡大を目指すことで地域の持続的発展 に資するもの
		むらやま徳内まつり振興事業	市	むらやま徳内まつりの開催により観光 誘客による交流人口拡大、地元経済の 活性化を図ることで地域の持続的発展 に資するもの
		徳内ばやし研修事業	市	徳内ばやしへの意識を醸成し、むらや ま徳内まつりの発展させることで、交 流人口拡大、地域活性化を図り、地域 の持続的発展に資するもの
		就業者等定住促進事業費補助金	市	転入者へ定住支援を行うことで村山市 への定住を促進することで地域の持続 的発展に資するもの
		Uターン促進事業	市	市内企業への就職を支援することで村 山市へのUターンを促進し、移住者を 獲得することで地域の持続的発展に資 するもの
2 産業の振 興	(10) 過疎地域持続 的発展特別事 業	有害鳥獣対策活動支援事業	市	有害鳥獣対策により、農作物と生産者 の被害軽減を図り、農業環境を整備す ることで地域の持続的発展に資するも の
		担い手創造推進事業	市	新規就農者など農業の担い手支援を 推進することで地域農業の持続的発展 に資するもの
		重点作物推進事業	市	重点作物の販路拡大等により就農者 の所得向上及び担い手確保を図ること で地域の持続的発展に資するもの
		研修生等受入体制整備事業	市	新規就農者の受入体制を整備し、持続 可能な農業実現を図ることで地域の持 続的発展に資するもの
		農商工連携・農業6次産業化総合支援事業	団体	6次産業化を支援し、農産物の付加価 値を高め、農業所得の向上と雇用の創 出を図ることで地域の持続的発展に資 するもの

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		農観連携「アグリランドむらやま」事業	市	地域資源と農業、観光を結び付けることで地域ぐるみの産業振興・観光誘客を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		6次産業化人材育成事業	市	6次産業化を推進するため、加工技術に係る研修を行い、知識や経験取得を支援する農業人材を育成し、地域の持続的発展に資するもの
		「香りのバラ園」構築事業	市	特徴的なバラの植栽により、東沢バラ公園の新たな魅力を構築し、観光誘客や地域活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		商店街活性化事業負担金	市	商店街のイベント助成を行い、中心市街地の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		中小企業振興資金(徳内資金)融資事業	市	中小企業の運転資金や設備資金を融資することで市内企業の安定経営を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		徳内ものづくり支援事業補助金	市	新製品の開発経費を支援することで市内産業の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		いきいき企業支援事業補助金	市	設備投資に対する助成を行うことで、企業の経営拡大を支援し、市内産業の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		企業立地補助金	市	市内への企業立地に対し補助を行うことで、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		空き店舗等活用事業(仮称)補助金	市	空き店舗を活用した事業者に対し補助を行うことで、産業の振興及び雇用機会の拡大を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		農地集積助成金交付事業	市	農地の有効活用及び農業経営の改善を図るため農地の集積・集約に対し助成を行うことで、市内農業を発展に寄与し、地域の持続的発展に資するもの
		遊休農地対策事業	市	荒廃した農地の再利用へ助成を行うことで、農地の有効活用及び生産意欲の促進を図ることで、農業及び地域の持続的発展に資するもの
3 地域における情報化	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	自治体クラウドの推進・整備	市	自治体クラウドの推進により業務継続性の確保及び費用の削減を図ることで安定した行政サービスの確保及び財政運営を実現し、地域の持続的発展に資するもの
		にぎわい創造活性化事業(ICT人材育成)	市	ICT人材育成やICTによる生産性の向上を図り、市内製造業の魅力ある持続可能な産業にすることで地域の持続的発展に資するもの
4 交通施設の整備、交通手段の確保	(9) 過疎地域持続的発展特別事業	生活交通路線バス対策事業	市	市民の日常生活に必要な移動手段の確保・提供を図ることで、暮らしやすいまちをつくり、地域の持続的発展に資するもの
		地域公共交通整備事業	市	公共交通の空白地を中心にデマンド型交通システムを導入することで交通手段の確保・提供を図り、地域の持続的発展に資するもの
		農道除雪事業	団体	農道除雪に対する補助を行い、安全な農道の確保することで住みよいまちづくりを実現し、地域の持続的発展に資するもの
5 生活環境の整備	(7) 過疎地域持続的発展特別事業	子育て応援・定住促進事業	市	村山市への定住を目的に、住宅の新築・購入等を行った方へ助成を行い、定住人口の拡大及び地域の活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		空き家等対策推進事業	市	空き家の適正管理及び利活用を推進し、移住・定住の促進を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		機械除雪オペレーター人材育成事業	市	除雪オペレーターの確保により持続可能な除雪体制の構築を図り、暮らしやすさを向上させ、地域の持続的発展に資するもの
6 子育て環境の確保、高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	(8) 過疎地域持続的発展特別事業	重度心身障がい(児)者医療給付事業	市	障がい者への医療費の助成を行うことで、誰もが暮らしやすいまちづくりを図ることで地域の持続的発展に資するもの
		子育て支援医療給付事業	市	中学生までの医療費、高校生までの入院費を無料化することで安心した医療サービスを確保し、子育て支援の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		ひとり親家庭等医療給付事業	市	母子及び父子家庭の生活の安定と自立促進により、子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		むらやま健幸ポイント事業	市	健康づくりの一環として運動を促進し、健康寿命の延伸及び医療費の削減を図ることで安定した財政運営を実現し、地域の持続的発展に資するもの
		母子保健事業	市	妊娠期から子育て期にわたるあらゆる世代の健康維持・促進の支援を行い、異常の早期発見・早期治療等を行うことで安心できる子育て環境を構築し、地域の持続的発展に資するもの
		子育て世代包括支援センター事業	市	母子保健コーディネーターを配置し、個別ニーズを把握することで切れ目のない子育て支援を行うことで、地域の持続的発展に資するもの
		子育て支援事業	市	母子保健や子育てに係る様々な健診費用や治療費などの経済的負担の軽減を図り、子育て環境を充実させることで地域の持続的発展に資するもの
		子育て支援事業(新生児聴覚検査)	市	新生児入院中に検査を実施し、聴覚障がい児の早期発見、療育を図ることで子育て支援の充実を図り、地域の持続的発展に資するもの
		未熟児養育医療給付事業	市	未熟児の養育医療費の給付を行うことで、子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	市	高齢者の健康増進を図り、出来る限りすこやかに過ごせる社会の実現のため、保険事業と介護予防を実施することで地域の持続的発展に資するもの
		在宅福祉事業	市	高齢者等が安心して暮らせるよう支援を行い、安全の確保や介護負担の軽減を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		老人保護措置費関係経費	市	老人福祉法に基づき養護等が必要な高齢者に対し、老人ホームへの措置入所を行うことで安全な生活環境を確保し、地域の持続的発展に資するもの
		超高齢集落支援事業	市	高齢化率が約8割である五十沢地区への福祉サービスを支援し、安心して生活できる環境整備を行うことで地域の持続的発展に資するもの
		障がい者自立支援給付事業	市	障害福祉サービス、自立支援医療等に給付を行い、障がい者の経済的負担の軽減を図り、だれもが暮らしやすいまちをつくることで地域の持続的発展に資するもの
		重度障がい者介護者激励金支給事業	市	重度障がい者介護者に激励金の支給を行うことで、介護サービスの充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		特別障がい者手当等給付事業	市	障害児福祉手当、特別障害者手当、経過措置福祉手当の支給を行い、だれもが暮らしやすいまちをつくることで地域の持続的発展に資するもの
		地域子育て支援拠点事業	市	子どもの遊びの場や交流の場を整備することで子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		一時預かり事業(教育・保育施設以外)	市	多様化する保育ニーズや子どもの安全・安心な預かりの実現のため、民間の力を借りた子育て支援を行い、子育て環境の整備を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		親子交流ひろば利用者支援事業	市	子育て家庭が心身ともに健康で安心して暮らすため、相談しやすい環境整備を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		むらやまファミリー・サポート・センター事業	市	多様化する保育ニーズや子どもの安全・安心な預かりの実現のため、地域の力を借りた子育て支援を行うことで、子育て環境の整備を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		病児保育事業	市	病児保育の負担軽減を図り、子育てしやすい環境整備を行うことで地域の持続的発展に資するもの
		子育て応援すくすく手当支給事業	市	多子世帯に手当金を支給し、児童教育及び福祉の増進、負担の軽減により子育て環境の整備を図り、地域の持続的発展に資するもの
		子育て世帯支援事業	市	中学校入学時に応援金を支給することで、経済的負担を軽減し子育て環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		子育て応援手当支給事業(在宅保育手当)	市	在宅保育をしている世帯の経済的負担の軽減のため、手当金を支給し子育ての応援を行うことで地域の持続的発展に資するもの
		高齢者運転免許証自主返納支援事業	市	高齢者の免許返納を促すことで、交通事故を防止し、安全安心な暮らしづくりを目指すことで地域の持続的発展に資するもの
7 医療の確保	(3) 過疎地域持続的発展特別事業	健康増進事業	市	健康増進法に基づく健康増進事業を実施し、健康寿命の延伸及び医療費の削減により安定した財政運営を実現し、地域の持続的発展に資するもの
		休日診療所運営事業	市	休日診療所を開設することで、医療サービスの充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		北村山公立病院組合負担金	組合	基幹病院を維持することで医療を受けられる環境を整備し、安心な生活環境の提供を図ることで地域の持続的発展に資するもの
8 教育の振興	(4) 過疎地域持続的発展特別事業	交通安全教育の推進	市	交通安全教室等を実施し、交通安全意識を養い、交通事故の防止を図ることで安全なまちづくりを行い、地域の持続的発展に資するもの
		中学校給食事業	市	学校給食法に基づき、安全安心な学校給食の提供を図るものことで、健全な教育環境を確保し、地域の持続的発展に資するもの
		小学校給食事業	市	同上
		小中学校(子育て支援)給食費補助事業	市	給食費を補助することで安心して子どもを産み育てることができる環境づくりを推進することで地域の持続的発展に資するもの

持続的発展 施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業 主体	備考
		学習サポーター設置事業	市	児童生徒に応じた教育のために学習サポーターを設置し、教育環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		GOGOむらやま夢・体験プラン推進事業	市	体験型学習活動を行い、地域に根差した特色のある学校づくりの推進を図ることで、教育環境を充実させ地域の持続的発展に資するもの
		授業改善・学力向上のためのきめ細やかな支援事業	市	不登校児へのカウンセリングや教師のスキルアップ支援等を行うことで、教育環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		GOGOむらやまインターナショナル・キッズ事業	市	外国語授業研究の実施やイングリッシュキャンプの実施し、国際力向上による教育の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		教育ICT環境推進事業	市	校務用パソコンや校務支援システムの配備により安全なICT教育を推進することでよりよい学習環境を提供し、地域の持続的発展に資するもの
		小学校ICT環境整備事業	市	情報活用能力向上のため、各学校でのICT環境を整備するものことで、教育環境の充実を図り、地域の持続的発展に資するもの
		中学校ICT環境整備事業	市	同上
		ICT支援員配置事業	市	ICT支援員を配置し、ICT活用力の向上を促進することで、教育環境の充実を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		生涯教育推進事業	市	様々な学習機会を得られるよう支援することで、豊かな学習環境の整備を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		生涯スポーツの普及・市民一人1スポーツの推進	市	市民一人ひとりが、どこでもいつまでも安全にスポーツに親しむことができる環境を整備し、健康な心と体づくりを促進することで地域の持続的発展に資するもの
		競技スポーツの推進	市	全国大会出場者への支援や居合道大会の開催など、スポーツを通じた地域の活性化を促進し、持続的発展に資するもの
9 集落の整備	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	地域活動推進交付金事業	市	地域活動の支援を行うことで、地域の活性化や地域振興の推進を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		各地域活動推進事業	市	各地域市民センターに地域専門員等を配置し、地域行事の推進や避難所の開設等の地域の活性化や防災の向上を図ることで地域の持続的発展に資するもの
		コミュニティ助成事業	任意団体	宝くじの収益事業を財源とした地域コミュニティ事業を実施することで、地域活性化を図ることで地域の持続的発展に資するもの
10 地域文化の振興	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	最上川美術館活用促進事業	市	魅力的な展示を行い、質の高い芸術に触れる機会を提供することで、文化の伝承や郷土への愛着を醸成することで地域の持続的発展に資するもの
		村山市史サイドブック編集事業	市	村山市史サイドブックを発行することで、歴史への興味を深め、文化の伝承を図ることで地域の持続的発展に資するもの
11 再生可能エネルギーの利用の推進	(2) 過疎地域持続的発展特別事業	木質バイオマス利用拡大支援事業	市	木質バイオマス燃焼機器の導入支援により、再生可能エネルギーの利用促進を行い、環境保全を図ることで地域の持続的発展に資するもの

村山市過疎地域持続的発展計画

(令和3年度～令和7年度)

令和3年10月策定

編集・発行 村山市政策推進課

山形県村山市中央一丁目3番6号

電話 0237-55-2111 (代)